

RETURN TO ROOM 361

一刻も早く泰、佛印の平和を希望せざるをえません。以上の如き各種の準備が此の要綱を必要とした所以であります。

三五此の要綱の狙いは二つあります。その一つは泰、佛印間の停戦を促すといふことであり、その二は此の兩國に於て第三國との間に我々に對する一切の非友誼的協定を爲さしめまいといふことであり、

后中調停は一九一一年（昭和十六年）一月中旬にその申出を遂し、兩國は之を受諾し、同年二月七日より東京に於て調停の會合を開き三月十一日に調停に調停の成立を見、之に基いて五月九日には泰佛印間の平和條約成立し（法廷証四七）、引續き現地に於て新なる國境確定が行はれました。泰は當初は「カンボヂヤ」を含む廣大な地區の要求を致しましたが我々は之を調停し彼の條約通りの協定に落着かせたのであります。

第二の我々に對する非友誼的な協定を爲さずとの目的に達しては右と同時に訟問外務の手で行はれ五月九日の日佛印間及日泰間の條約及諒解の議定書となつたのであります。（註六四七中）在り一此の間の外交交渉については自分は固執して居りません。

南印佛印進駐問題

三六一九四〇年（昭和十五年）九月我國は佛國との間に自由なる立場に於ける交渉を遂げ北部佛印に駐兵したことは前に述べた通りであります。爾來北部佛印に於ては暫く平靜を保ちましたが、一九四一年（昭和十六年）に入り南方の情勢は次第に急迫を告げ、我國は佛國との間に共同防衛の議を進め、一九四一年（昭和十六年）七月二十一日にはその合意が成立しました。之に基き現地に於て規則の交渉を爲し此の交渉も同月二十三日には成立し、之に基いて一部の軍隊は二十八日に、主力は二十九日に進駐を開始したのであります。尤も議定書は同月二十九日に批准せられました。以上はその経過の大略であります。

三七右の日、佛印共同防衛協定書の締結に至る迄の事情に關し記述いたします。之は一九四一年（昭和十六年）六月二十五日の南方遠征促進に關する件といふ連合會議決定に基くものであります。此の決定は源を同年一月廿日の連合會議決定である。前記一、佛印茶葉要綱に發して居るのであります。その當等は佛印茶葉産地に航空及茶船基地の設定及之が維持のため所長機關の設置を企圖したのであります。然るにその後又情勢が變化し、わけでも南印との海陸交渉は六

月十日頃には決裂状態にあることが判明しました。そこで同年六月十三日の連絡會議の決定で「兩方協賛促進に努める件」を決定しました。松岡外相の要望で一時的に之を延期し之を同月二十五日に持越したのであります。(証一三〇六號)新様な次第でありますから陸軍部、海軍部、逓信部のことには六月二十二日の「ソ」開戦を要機として考へられたものであります。此の「兩方協賛促進に努める件」は陸軍部の切なる要望に基いたもので私も軍大主として之を承認しました。此の決定の執行に關する外交は松岡外相が專に宣り又七月十八日第三次近衛内閣となつてからは、豊田外相がその事に當つたものであります。

本交渉に當り近衛内閣總理大臣より第四元首「ペタン」氏に對し特に奮勵を以て佛領印度支那に對する佛國の主權及領土の尊重を確約すへき意向を表明して居ります。(証一三〇七號)此の書簡中の保章は更に兩國交換文中に記し近されて居ります。(注廷証六四七一A 英文記録七〇六三頁)

三八 南方施策促進に關する件の内容は本文自身が之を物語るでありませう。その要點は凡そ三つあります。一、東亞の安定並に領土の防衛を目的とする日佛印間軍事結合關係の設定、二、その實行は外交交渉を以て目的の達成を圖ること、三、佛印側が之に應ぜざるときは武力をもつてその貫徹を圖る。従つて之かためには軍隊派遣の準備に着手するといふことであります。然しその實行に當つては後段に述ぶる如くに極めて圓滑に進行致し武力は行使せずすみませした。

三九 右に基いて我國と佛印との間に決定しましたのが日佛印共同防衛議定書であります。一、法廷證六五一號、二、此議定書の要點は四つあります。一、佛印の安全が脅威せらるゝ場合には日本國が東亞に於ける一般的靜謐及日本の安全が危険に曝らされたりと認めること、二、佛印の權利利益特に佛印の領土保全及之に對する佛西の主權の尊重を約すること、三、「フランス」は佛印に關し第三國との間に我國に非友誼的な約束を爲さざること、四、日佛印間に佛印の共同防衛のための軍事的協力を爲すこと。但し此の軍事上の協力の約束は之を必要とする理由の存續する間に限るといふことであります。

四〇 然らば何故に斯る措置を爲す必要があつたかと申しますに、それには凡そ五つの理由があります。その一つは支那爭變を急速に解決するの必要から重慶と米、英、蘭、の提携を南方に於て分斷すること、

FILE COPY

RETURN TO ROOM 361

その二は米英蘭の南方地域に於ける戦備の擴大、對日包圍圈の結成、米國內に於ける戦争諸準備並に軍備の擴張、米首腦者の各種の機會に於ける對日壓迫的の言動、三つは前二項に關聯して對日經濟壓迫の加重、日本の生存上必要なる物資の入手妨害、四つは米英側の佛印、泰に對する對日離反の策動、佛印、泰の動向に激性を認めらるること、五は蘭印との通商會談の決裂並に蘭印外相の挑戰的言動等であります。

以上の理由、特に對日包圍陣構成上、佛印は重要な地域であるから何時米英側から同地域進駐が行はれないとは言へないのであつて日本としては之に對し自衛上の措置を講ずる必要を感じたのであります。

右、日佛印共同防衛を必要とした事情は此の事件につき重大な關係を有する點と考へますから、右の五種の事由につき一々、事實に基いて簡單なる説明を加へたいと存じます。

本材料は當時私が、大本營、陸海軍省、外務省其他より受けたる情報又は當時の新聞電報、外國放送等に依り承知しありしものを記憶を喚起し蒐録せるものであります。(辯護側證第二九二三)

先づ第一の米英側の重慶に對する支援の強化につき私の當時得て居つた數種の報道を挙げますれば(一九四〇年(昭和十五年)七月に

にはハル國務長官は英國の「ピルマールト」經由援將物資禁止方につき反對の意見を表明して居ります。(2)一九四〇年(昭和十五年)十月には「ルーズヴェルト」大統領は「デイトン」に於て國防のため英國及重慶政權を援助する旨の演説を致しました。(3)一九四〇年(昭和十五年)十一月には米國は重慶政權に一億弗の借款を供與する旨發表いたしました。(4)一九四〇年(昭和十五年)十二月二十九日には「ルーズヴェルト」大統領は三國同盟の排撃並に民主主義國家のため米國を兵器廠と化する旨の演説を放送しました。(5)一九四〇年(昭和十五年)十二月三十日には「モーゲンソー」財務長官は重慶及「ギリシャ」に武器貸與の用意ある旨を演説して居ります。(6)一九四一年(昭和十六年)に入り此種の發表は其數を加へ又益々露骨となつて來ました。(7)一九四一年(昭和十六年)五月「ラケツト」准將一行は將軍援助のため重慶に到着しました。(8)一九四一年(昭和十六年)二月には「ノックス」海軍長官は重慶政府は米國飛行機二百台購入の手續を了したる旨を發表しました。(9)同海軍長官は一九四一年(昭和十六年)五月には中立法に反對の旨を表明致して居ります。(10)その翌日には「スチムソン」陸軍長官も同様の聲明を致しました。斯る情勢に於ては支那事變の迅速解決を望んで居つた我國としては將政權に對し直接壓迫を加ふるのみならず佛印及泰よりする援助を遮斷し兩者の關係を分斷する必要があるを

た。

四二 第二の米、英、蘭の南方に於ける戦備強化については當時私は次の報道を得て居りました。

(1) 米國は一九四〇年一昭和十五年一七月より一九四一年一昭和十六年一五月迄の間には三百三十億弗以上の巨額の軍備の擴張を爲したるものと觀察せられました。(2) 此當時米英側の一般戦備並にその南方諸地域に於ける協携は益々緊密を加へ活氣を呈するに至りました即ち一九四〇年一昭和十五年一八月には「ノツクス」海軍長官は「アラスカ」第十三海軍區に新根據地を建設する旨公表したとの情報が入りました。(3) 同年九月には太平洋に於ける米國屬領の軍事施設工事實費八百万弗の内譯が公表せられました。(4) 同年十一月には汎米航空路「マニラ」一「シンガポール」間開設が許可せられて居ります。(5) 同年十二月には米國は五十一ヶ所の新飛行場建設及改善費四千萬弗の支出を「スチムソン」一「ノツクス」及「ジョオンズ」の陸、海軍の各長官が決定したと傳へられました。此等は米國側が日本を目標とした戦争諸準備並に軍備擴張でありました。

一九四〇年一昭和十五年一九月には日佛印關係につき國務省首腦部は協議し同方面の現状維持を主張する旨の聲明が發せられました。同年七月八日には「ヤルネル」提督はUP通信社を通じ對日強硬論を發表して居ります。同年十月には「ノツクス」海軍長官は「ワシ

ントン」に於て三國同盟の挑發に應ずる用意ありと演説しました。
 又同年九月には米海軍省は一九四〇年（昭和十五年）度の米海軍の
 根本政策は兩洋艦隊建設と航空強化の二點にありと強調致しました
 一九四〇年（昭和十五年）十一月には「ラモント」氏は對日壓迫強
 化の場合財界は之に協力し支持するであらうと演説致して居ります
 同年同月十一日休戰紀念日に於ては「ノックス」海軍長官は行動を
 以て全体主義に答へんと強調したりとの報を得て居ります。同年同
 月英國の「イーデン」外相は下院に於て對日非協力の演説を致しま
 した。更に一九四一年（昭和十六年）に入り五月二十七日に「ル
 ズヴェルト」大統領は無制限非常時状態を宣言いたしました。
 これより先一九四〇年（昭和十五年）十月八日には米國政府は東亞
 在住の婦女子の引上げを勸告して居ります。上海在住の米國婦女子
 百四十名は同月中上海を發し本國に向ひました。米本國では國務省
 は米人の極東向け旅券發給を停止したのであります同じ一九四〇年
 （昭和十五年）十月十九日に日本名古屋市中にある米領事館は閉鎖
 しました。

以上は當時陸軍大臣たる私に報告せられたる事實の一端であります

協定を結んで七十萬噸の米の入手を契約したのでありましたが、印
 は契約成立後一ヶ月を経過せざる六月に協定に基く同月分契約量十
 萬噸を五萬噸に半減方申出て來ました。日本としては止むなく之を
 承諾しましたところ七、八月分に行ても亦契約量の半減を申出でる
 といふ始末であります。泰に於ては英國は一九四〇年（昭和十五年）
 末に泰ライス會社に對して「シンガポール」向け泰米六十萬噸とい
 ふ大量の發註を爲し日本が泰に於ける米の取扱を妨礙致しました。
 「ゴム」に付ては佛印の「ゴム」の年産は約六萬噸であります。
 その中日本は僅に一萬五千噸を米拂拂で入手して居たのであります
 が、一九四一年（昭和十六年）六月中旬米國は佛印の「ハノイ」領
 事に對し佛印生産ゴムの最大量の買付を命じ日本の「ゴム」取扱を
 妨礙し又、英國はその屬領に對し一九四一年（昭和十六年）五月中
 旬日本及圓ブロット向け「ゴム」の全面的禁止を行ひました。

四五第五の蘭印との經濟會談の決裂の事由は次の通りであります。一九

四〇年（昭和十五年）九月以來我國は蘭印との交渉に全力を盡くしました。當時石油が米英より輸入を制限せられたため我國としては之を蘭印より輸入することを唯一の方法と考へ其の成立を望んだのであります。然るに蘭印の方も敵性を帯び來り六月十日頃には事實上決裂の状態に陥り六月十七日にはその聲明を爲すに至つたのであります。『オランダ』外相は五月上旬『バタビヤ』に於て蘭印は挑戰に對しては何時にても應戰の用意ありと挑戰的言辭を弄して居ります。

以上のような譯で當時日本は重大なる時期に際會しました。日本の自存は脅威せられ且以上のような情勢の下で統帥部の切なる要望に基き六月廿五日に右南方施策促進に關する件（證第一三〇六號）が決定せられ之に基く措置をとるに至つたのであります。

四六日本政府と『フランス』政府との間には七月廿一日正午（『フランス』時間）共同防衛の諒解が成立し、七月二十二日午前中に交換公文（法廷證六四七號ノA）が交換せられ、兩國政府より之を現地に通報し現地に於てはその翌二十三日細目の協定が成立し、海南島三亞に集結して居つた部隊にはその日進駐の命令が發せられ、二十五日三亞を出發しました。廿六日には之を公表しました。三亞を出發

四七

した部隊の一部は二十八日に「ナトラン」に、二十九日主力は「サンチャック」に極めて平穩裡に上陸を開始したのであります。日本政府と「ヴィンシー」政府との間の議定書は日佛印共同防衛議定書(證六五一)は二十九日調印を見て居ります。

「フランス」政府との交渉につき我方が「ドイツ」政府に斡旋を求めたことは事實であります。但し「ドイツ」外相は此の斡旋を拒絶して來ました。従つて起訴狀にある如く「ドイツ」側を経て「フランス」を壓迫したといふ事實はありません。又起訴狀は「ヴィンシー」政府を強制して不法武力を行使したと申しますが、しかし、日本軍が進駐の準備として三亞に集結する以前に既に「フランス」政府と日本政府との交渉は成立して居りました。又、前に述べます如く、此の措置は「ドイツ」の對「ソ」攻撃と策應したといふ事實もないのであります。日本が南方に進出したのは止むを得ざる防衛的措置であつて断じて米、英、蘭に對する侵略的基地を準備したのではありません。

一九四一年(昭和十六年)十二月七日の米國大統領よりの親電(法廷證一二四五號)に依れば

「更に本年春及夏「ヴィンシー」政府は佛印の共同防衛のため更に日本軍を南部佛印に入れることを許可した。但し印度支那に對して何

等攻撃を加へられなかつたこと並にその計畫もなかつたことは確實であると思ふ。

と述べられて居ります。乃ち佛印に對しては攻撃を行つた事もなく攻撃を計劃した事もなかつたと斷言し得ると信じます。

當時日本の統帥部も政府も米國が全面的經濟斷交を爲すものとは考へて居りませんでした。即ち日米交渉は依然繼續し交渉に依り更に打開の道あるものと思つたのであります。何故なれば全面的經濟斷交といふものは近代に於ては經濟的戰爭と同義のものであるからであります。又機察側は南部佛印進駐を以て米英への侵略的基地を設けるものであると斷定致して居ります。之は証告であります。南部佛印に設けた航空基地が南を向いて居ることはその通りであります。が、南方を向いて居るといふことが南方に對する攻撃を意味するものではないと思ふ。之は南方に向つての防禦のための航空基地であります。そのことは大本營が四月上旬決定した對南方施策に關する基本方針（證一三〇五）に依つても明かであります。

これには我國の南進が佛印及泰を限度として居ります。然も平和的手段に依り目的を達せんとしたものであります。

獨一ソノ開戦に伴ふ日本の態度決定

四十八 日本政府が獨一ソノ開戦を確定的に知つたのは一九四一年一昭和十六年一六月廿二日でありました。此の日大島統獨大使よりその旨の公算に接したのであります。直ちに政府及統帥部の連絡會談を開き帯同のとるべき態度につき十分協議を致しました。そして同月三十日に一應の成案を得、七月二日の御前會談にかけ、こゝに此際の國策を決定したのであります。一證第五八八號前段一

四十九 獨一ソノ開戦の風説は一九四一年一昭和十六年一四月下旬頃より既に各方面より傳はつて來て居りました。同年六月六日頃「ヒトラー」總統と大島^{大使}の會見の留報に載りました。之に依れば獨逸は「ソノ」に對する戦争を考へて居るらしい。然し、日本のこれへの參加希望の意は表明しません。が、内心は之を望んで居る様子であることでありました。之に關し、直ちに連絡會談を開きました。が、當時の統帥部の判断も、最近に歐洲より歸つて來た松岡外相の報告も、獨一ソノの開戦を信ぜず、獨一ソノ關係がさまで急迫し居るものとは見なかつたのでした。「モスコ」に駐在する大島大使よりの報道も獨一ソノの關係は相當急迫はし居るが開戦までには至らざるべしとのことでありました。日本として初めより「ソノ」開戦を三國側と同調せしめんとし、獨一ソノ開戦を希望しな

RETURN TO ROOM 361

いのでありますから、従つ「自然所謂希望的判断に陥り、獨逸側の言分は英國本國上陸を偽裝する一の手段なるべしと見たのであります。従つ「此の事態に對する政策を決定せず「成行を注意」するといふ事に推移し「來ました。六月十二日頃、偶々「ソ」通商協定假調印が成立し、又その頃「ノモンハン」境界確定の手續も好都合に進行しつゝありました。即ち此等「ソ」聯の態度の軟化には幾分の疑惑を持たぬでもありませんでした、しかし、之は日「ソ」中立條約の結果なりと考へ、之を獨「ソ」開戦に結びつけ「深く考へませんでした。六月十六日頃に駐獨陸軍武官よりの電報に「獨「ソ」開戦の企圖あり」と報じ「來ましたが、但し開戦の期日は判明しませぬ。六月十九日頃の「ルーター」電報は獨逸が「ソ」聯に進軍せりと報じました。二十日頃には獨「ソ」開戦説は一般を風靡したのであります。前記の如く六月二十二日の大島大使の電報に就つ「之を知る迄は確定的に此のことを知りませんでした。」

五十 當時の連絡會議の様を一言致しますが、連絡會議は一般に之をもつ「好ましからぬ怪事の發生として迎へたのであります。近衛首相は獨「ソ」開戦は獨逸の日本に對する不信行爲であるから此際三國同盟を脱退すべしとの意見を持たれ、従つ「その意味を私に話されたこともありませぬ。新様な経過でありました事は、獨「ソ」開戦につき日獨間に作戦的の打合、政治的

の誤謬等は絶え「なかつたことを證明するに足るものであります。又、日本自体として「も斯の如くにして」突發せる獨「ソ」開戦について「は何等準備を持つ「居りませんでした。」

五十一 前述の如く七月二日の御前會議では「情勢の推移に伴ふ帝國政策要綱」(附五八八號)を決定したのであります。之は統帥部より提出せられ、私は陸相として參加しました。法廷證一一二三號として提出された私に對する檢事詢問調書に此案を陸軍大臣の發案なりと陳べたのは記憶の間違であつ「只今述べた所が眞實であります。此の會議は同日の午前十時より正午迄であつたと記憶致します。此の要綱は日本と中立關係にある強大なる隣國「ソ」聯と、又日本の同盟國たる獨逸との間に戰爭が始まつたといふ劃期的新事態に對する國策をきめたものであつ「其後の日本の進路を決定したものであります。その内容に於「は實は從來採り來つた國策の再確認に外ならぬのであります。その要綱の次の四つに集約せられます。(一)日本は世界情勢の變化に拘らず大東亞共榮圈の建設に關する從來の方針を堅持すること (二)日本は依然支那事變の迅速なる處理に邁進すること (三)自存自衛の基幹を確立するため一九四一年(昭和十六年)一月三十日、同年六月廿五日の連絡會議の各決定を確認し「南方政策の歩を進めること、(四)獨「ソ」戰の進展に伴ふ北方

情勢の變化に備ふるため一部の武力的準備を具へる事、といふので前に言つた如く大体從來とり來つた施策を再確認したものに過ぎませぬが、唯、第四項のみが、獨「ソ」戰に於て新に確定したものであります。然し、これと「も獨「ソ」戰がシベリア方面に反響すること」に因る國防上の變化なき限り日ソ中立條約に依り「靜謐保持」の政策を持するといふことには變化はないのであります。

五十二 従つ「此の國策の決定に基いて日本が新に具体的に實施したことは平時編制をとつ「居つた在滿鮮軍隊の作戰行動に必要な不足の人馬等を補充し、一部の部隊を増加したといふに過ぎません。南部佛印進駐は前にも述べました如く七月二日の決定に依るものではなく、これより以前に定められました。その實施が佛國との交渉や軍隊の派遣準備のため時間を要し七月末に及んだのみであります。

五十三 此の要綱の作成過程たる連絡會議並に御前會議に於「とり上げられたる主なる事項は次の諸項であります。此の當時の日本政府の意圖を諒解するに足る資料となると思ひますから簡單に列挙致します。

(a) 日本は獨「ソ」戰に參入する義務を負ふいではないか——獨逸は日本が獨「ソ」戰に參入することを希望し「居るようではあるが、日本は三國條約第五條の規定よりするもその義務はない。元來三國條約締結のときは「

ソ連を三國に同調せしむるといふ兩國政府の年來の合意したる政治目的を會むものであつて、その點からいふも日本が獨一ソ連戦に參入する義務をもつものではない。たと獨一ソ連戦の推移に伴ひ極東ソ連聯領が混亂に陥り、引いて滿洲國の治安にも影響するといふが如き場合、或はソ連聯が日本を以て獨逸の同盟國なりとして進んで挑戦し來る場合には條約上の義務如何に拘らず別個の立場より參戦の必要を生ずる場合なしとは言へぬ。従つて或る程度ここに武力準備を爲す必要ありと考へました。然し縱令、斯の如き際と雖も米英の對日動向樂觀を許さざる現狀に於ては止むを得ずして惹起せらるゝ對米英戦に對する防衛的基本体制を怠つてはならぬといふ判断に歸着したのであります。

(b) 獨一ソ連戦の開始に伴ふ「日一ソ連」中立條約に如何なる關係を及ぼすか此のことについては三國同盟の第五條に依り、獨一ソ連開戦は日一ソ連中立關係には法的に何等關係あるものではなく、日本は中立條約を維持し「北方の靜謐」を守り得るものと考へました。

(c) 獨一ソ連開戦が日米交渉に及ぼす影響如何——一九四一年（昭和十六年）六月廿一日の米國の提案を見るに獨一ソ連開戦後米國の我方に對する態度は硬化したものと考へられました。従つて今後、此の交渉には相當の困難を伴ふものであると感じたいであります。然し、日本として支那事變

を解決するといふ目的より言ふも南方の情勢を緩和するの必要から言ふも更に又歐洲戦争の東亞波及を防止するの観点からいふも、日米の交渉は極力之を成立せしめることに努力せねばならぬといふ結論に達しました。

(d) 南方に於ける米英蘭の脅威とその程度並に南方施策の再確認——六月二十五日決定の南方施策促進に関する件（詔一三〇六號）の決定に付き前に述べたる如く、其後此方面の状況少しも緩和を見ず、極力外交に依つて之を打開しようと考えましたが、米英の對日壓迫態度は益々強化せられる。もし斯の如き壓迫態度が更に強化せられ、米英蘭があくまで帝國の佛印及泰に對する施策を妨害し、之が打開の途なきときは遂には對米英戦に立至ることなきを保し難し。ここに於て我國は最悪の場合には我國の自存の途を講ずる唯一の途として對米英戦をも辭せざる覺悟をもつて其の防衛的準備を整へ佛印泰に對する施策を完備する方針の再確認は必要であるとせられました。

(e) 又那事變解決促進の方途如何——獨一ノ一開戦に依りその影響が東亞に波及するの算益々大である。従つてその解決の必要は益々加つて来た。介石政權壓迫のためには從來より來つた政策即ち萬政權と其の背後勢力たる米英との提携を分断する必要は一層緊切となりました。從來、支那事變解決に徹底を缺いた原因に鑑み、萬政權に對し交戦權を行使すること及

支那に於ける敵性租界を接收することは何時を以て之を實行するの必要がある。然し、之は米英と協約したる諸國に於ける問題であるから、各該の情勢を檢討し「慎重に考慮する。例へば若し米國が對獨逸に参入する等最良の場合には之を實行するといふは見ておりました。

(1) 米國が歐洲戰に参入する公算ありや否や、又その参入の場合日本の態度如何——此點については米國の最近の行動、わけ「も、事實上戦争にも均しを考慮及獨逸の開始によつて戦争参入の公算は増大したと判断しました。而して米國が参戦する場合には帝國は三國同盟に基いて行動することとは勿論であるけれども、米國といつ如何なる段階を経「参戦するや否やに固より豫想は出ない。そこで米英等に対し武力行使を爲すべきや否や又爲すとせば、その時期及方法はその時の情勢に基き帝國の自主的見地に立ち「更に之を決定するの必要があるといふのであります。

五十四、檢察側は此の情勢の推移に伴ふ帝國國策要綱第二要領中の第二號の規定をとらへて日本が明かに米英蘭を目標とする南進政策を決定したいといつて居ります。然し乍ら、既に述べたように此の場合この決定は佛印及泰に對する施策を完遂することと定められたものであつて馬來又は蘭印を對象としては居りませぬ。即ち米英蘭に對する南進を決定したものでないのではありません。ただ佛印及泰に對する諸方策の遂行は當時に於ては米英の妨害を受けることが豫想せられました。此の尙眞一米英側が挑戦するならば勢ひ對米英戦を辭するわけには行かぬ。従つて右は此の意味に於ける對米英戦の防衛的準備を整へるといふ意味に外ならぬのであります。

第三次近衛内閣に於ける日米交渉

(其一、九月六日御前會議前)

五十五、第二次近衛内閣の日米交渉は停頓し遂に該内閣の詞義となつたのであります。第二次近衛内閣の辭職の表面の理由は會て御手洗證人の朗讀した聲明書の内容であり、又、辭職の経緯の一部は木戸侯日記(證一一一五、一一一六)にも記載してありますが、私の觀察に依れば此の政變は日米交渉を急速に且良好に解決するために松岡外相の退場を求めたといふことに存ります。同氏に辭職を迫るときは

五十六

勢ひ混亂を生ずるが故に、總辭職といふ途を擇んだのでありました。そのこととは七月十六日、目白の近衛公別邸にて首相並に連絡會議の關係、即ち平瀬、鈴木、及川の諸氏反私が集つて協議した趣旨によつても明かであります。そこで總辭職の決行を決議しその日の夕方總辭職となつたのであります。即ち第二次近衛内閣は外務大臣を取かへても日米交渉を成立せしめようと圖つたのであります。此の経過によつても、次に出來た第三次近衛内閣の性格と使命が明かとなりまゝ。

然るに「アメリカ」側では南部島印遣駐を以て日本の米英蘭を對象とする南進政策の第一歩であると誤解しました。之に依て太平洋の平和維持の基礎を見出すことをせずといつて日米交渉の打切を口にし、又資産凍結を實行するに至りました。日本政府に於ては猶ほ平和的解決の望を捨てず其後と雖も日米交渉の促進に苦慮したのであります。大統領の提案は我國が島印遣駐の意圖を中止するか、又は進駐措置が既に開始せられたるときは撤兵を爲すべしといふのであります。之を條件として次の二つのことを主張して居ります。その一つは日、米、英、蘭、支に依り島印中立化の共同保障であります。その二つは佛印に於ける物資獲得に付、日本に對する保障を

FILE COPY
RETURN TO ROOM 361

爲すといふのであります。他方日本としては八月四日に連絡會議を
經て之に對する對策を定めました。日本の回答の要點は四つでありま
す。(法廷證第二八八五號)

一、日本は佛印以上には進駐せぬ。而して佛印よりは支那事變解決後
には撤退すること。

二、日本政府は比島の中立を保障する。

三、米國は南西太平洋の軍事的脅威を除去すること。そして「イギリ
ス」「オランダ」兩政府に對し同様な處置を勸告すること。

四、米國は西南太平洋、殊に蘭印に於ける日本の物資獲得に協力する
こと。又日本と米國との正常關係の復歸の爲めに必要なる手段を採
ること。

元來、日本の南部佛印進駐は前に述べたような理由で行はれたので、
之を必要とした原因が除却せられるか、又は緩和の保障が現實に認
められるにあらざれば佛印撤退に感ずることは出来ないのであります。
國家の生死の問題に對しては一方の強壓があつたといふだけで、
之に應ずるといふことは出来ないであります。日本は進出の限度
及撤兵時期も明示して居ります。此の場合に出來得るだけの讓歩は
したのであります。然るに米國は一步もその主張を譲らぬ。日本

の佛印進出の原因の除去については少しも觸れて來ない。ことに更に日米交渉の難關に遭遇したのであります。

五十七、近衛首相は此の危険を打破するの途は唯一つ。此際日米の首腦者が直接會見し、互に誠意を披瀝して、世界の情勢に關する廣き政治的觀點より外交の回復を圖るの外はないと考へました。そこで一九四一年（昭和十六年）八月七日に野村大藏に訓電を發し首相と大統領との會見を申出しめ又、同年八月二十八日には近衛首相より「ルーズヴェルト」大統領に對する「メッセーヂ」を送りました。米國では趣旨に於ては異存はないけれども、主眼なる事柄、殊に三國同盟條約上の義務の解釋並にその履行の問題、日本軍の駐留問題、國際通商の無差別問題につき先づ合意が成立することが第一であつて、此の同意が成立するにあらざれば首腦者會見に應ずることを得ずといふ態度でありました。そこで此の會談は更に暗礁に乗り上げたのであります。

九月六日の御前會談

五十八、米英蘭の一九四一年（昭和十六年）七月二十六日の對日資産凍結を繞り日本は国防上死活の重大事案に當面しました。此の新情勢に鑑み我國の今後採るべき方途を定める必要に迫られました。ここに於て一九四一年（昭和十六年）九月六日の御前會談に於て「帝國國策遂行要

領」と題する方策（法廷證第五八八號の中段）が決定されたのであり
ます。此の案はこれより一兩日前の連絡會議で内容が定められ、更に
閣前會議で決定されたのでありまして、統帥部の要求に端を發し、そ
の提案にかかりました。私は陸軍大臣として之に關與致しました。

五十九、此の帝國國策遂行要領の要旨は急迫せる情勢に鑑み、從來決定せら
れた南方施策を次のような要領により遂行するといふのであります。
即ち

- 一、十月上旬頃迄を目途として日米交渉の最後の妥結に努める。之が
ため我々の最少限の要求事項並に我々の約諾し得る限度を定め極力
外交に依つてその貫徹を圖ること。
 - 二、他面十月下旬を目途として自存自衛を完ふするため對米英議を辭
せざる決意を以て戦争準備を完成する。
 - 三、外交交渉に依り豫定期日に至るも要求貫徹の目途なき場合は直ち
に對米英蘭諸國を決定す。
 - 四、其日の施策は従前の決定に依る。
- といふのであります。

六、此の公債を決定するに當つて存在したりと認められた急迫せる情勢及之を必要とした事情は概ね次の七項目であります。(参謀側証第二九二三號)

三號

a 米英蘭の台縦連行に依る對日經濟壓迫の實施——米英蘭政府は

日本の佛印進駐に先立ち、緊密なる提携の下に各租の對日壓迫をへて來ました。これ等の國は一九四一年(昭和十六年)七月二十
六日既に資産凍結令を發しました。又比島高等辨務官は同時に之を比島に通用する手續をとりました。一「イギリス」は同日、日英日印、日緬各通商航海條約の放棄を通告し同日日本の資産を凍結しました。佛印政府も亦七月二十六日日本の資産凍結を行ひました。

右の如く同じ日に「アメリカ」「イギリス」「オランダ」が對日資産凍結を爲した事實より見て此等の政府の間に緊密なる連絡がとられて居つたことは明白なりと觀察せられました。その結果は日本に對する全面的經濟封交となり、南來日本は滿洲、支那、佛印、泰以外の地域との貿易は全く杜絶し日本の經濟生活は瓦解せられんとしたのであります。

b 米英蘭に依る對日包圍態勢の回斷なき強化、米英軍備の回斷なき増強等——當時我統帥部の觀察に依りますれば米國の海軍主力艦隊は一九四〇年(昭和十五年)五月以來「ハワイ」に進出し益々増強されて居り殊に航空的に増強されて居ると判斷せられました。一九四一年(昭和十六年)七月には米大統領は太平洋に散在の諸

島の防備強化の費用として三億弗の支出を米國議會に求めました。當時日米の關係は甚だしき緊迫の状態を示して來て居りました。之と對應して米國陸海軍の大擴張が計畫せられました。一九四一年（昭和十六年）七月には米國上院は海軍長官に國家非常狀態宣言中、海軍勤務年限延長の權限を賦與する法案を可決しました。同月中大統領は海軍費並に海軍委員會費三十三億二千三百萬弗の追加豫算の支出を議會に要求しました。一九四一年（昭和十六年）九月三日には米國海軍省は同年一月乃至八月までの間の完成乃至就役船艦二隻、潜水艦九隻、驅逐艦十二隻其他を含めて合計八十隻なる旨を發表して居ります。同年七月二十六日には「ファイリツピン」に極東米陸軍司令部を創設し之を「マツクアイサー」將軍の屬下に置く旨を發表して居ります。同年七月三十日には米國下院陸軍委員會は徵集兵、設廠軍及豫備兵の在營期間延長の權限を大統領に附與する決議案を採擇して居ります。一九四一年（昭和十六年）八月米陸軍豫備兵三萬人を召集し九月一日より米國極東軍「マツクアイサー」總司令官の屬下に編入する旨「ケソン」比島大統領が命令を發しました。一九四一年（昭和十六年）七月二十五日には米國の國防生産管理局は一九四〇年（昭和十五年）七月以降一ケ年間に議會の承認せる國防充實及接英豫算は五百七億八千萬弗中飛行機費百十七億九千萬弗なる旨を發表して居ります。一九四一年（昭和十六年）七月十日には「ルースヴェルト」大統領

領は議會に對し百五十億弗の國防費及武器貸與算中陸軍強化費四十七億四千萬弗の支出を求めて居ります。

此等の情報に依ても一九四一年（昭和十六年）七月以降に於ても米國側は軍備擴張に狂奔せることが疑はれました。又以下の情報に依り米英露の間に緊密なる連絡あることも疑はれました。即ち一九四一年（昭和十六年）七月二十四日に米國海軍委員會は兩阿「ターバン」「カルカッタ」「シンガポール」「マニラ」「ホルル」「紅海方面に海軍連絡員の派遣を發表して居ります。同年八月二十六日には「ニュージラント」の首相「フレザ」氏は

「ニュージラント」の基地の米露、露印の共同使用に同意する旨を表明致しました。

一九四一年（昭和十六年）七月四日重慶の對外交部長は米、英、又、結束の必要を放送致しました。同年八月末には「マクルーター」准將を團長とする軍事使節を重慶に派遣する旨「ルイスウェルト」大統領が言明して居ります。

なを次に米側高官は威嚇的言動を發表したといふ報道が我方に達しました。これ等の報道の二三を挙げますれば「ノックス」海軍長官は「ポストン」で開催中の各洲長官會議に於て今こそは米國海軍を用ふべき時である旨演説いたしました。「ルイスウェルト」大統領は議會に特別教書を送り議會が國家非常時狀態の存在を承認せんことを要求しました。一九四一年（昭和十六年）七月廿三

日には「ノックス」海軍長官は海軍が米國の極東政策遂行上必要な措置を取行する旨言明致しました。同年八月十四日には有名な米英の共同宣言が發表されました。八月十九日には「ケソン」比島大統領と「ウォーレス」米國副大統領とは交換放送を行ひ米國參戰の院には「フィリップス」は之に加擔する旨言明致しました。以上の如く此の當時に於ては米國側の威嚇的言動の情報が引續いて入つて來たのであります。なほ同年六月には「シンガポール」に於て英、海軍參謀が開かれ兩者の間の軍事同盟が出来たとの情報が入つて居ります。

○日本の國防上に與へたる致命的打撃
 米英露の資産凍結に依り
 日本は必要物資の入手難は極度に加はり日本の國力の擴張性は失はれんとし更に帝國自体の生産力及び滿洲、支那、佛印、泰に依存する物資に依るの外なく其他は閉鎖せられ或種の特に重要な物資は貯藏したものの消耗に依るの外はなく殊に石油は總て貯藏に依らなければならぬ有様でありました。此の現状で推移すれば我國力の彈力性は日一日と弱化した。結果日本の海軍は二年後にはその機能を失ふ。液体燃料を基礎とする日本の重要産業は極度の戰時規制を施すも一年を出てすして癱痺状態となることか明かにされました。ここに國防上の致命的打撃を受くるの状態となつたのであります。ここに

FILE COPY
RETURN TO ROOM 361

a 日米交渉の難航と最後の打開策の決定——以上の如き逼迫状態に伴ひ、政府としては松岡外務大臣の退陣までも求めて、成立した第三次近衛内閣は極力交渉打開の策を講じましたが、遂に毫も其の効果はなく、更に近衛首相は事態の窮境を打開するため日米首脳者の會談を企てましたが、米側に於て之に應ずる色もないといふ情況でした。

しかし、日本としては前諸項の米英蘭の政治的、軍事的、經濟的壓迫に依り日本の生産は極度の脅威を受けるけれども戦争を避ける一縷の望を日米交渉に懸けその成立を圖らんとしたのであります。之かため従來の好ましからざる結果にも鑑み新なる觀點に立ちて交渉の基礎を求めねばならぬと考へたのであります。

支那事變解決の困難さの増大——重慶は其後更に米英の緊密なる支援を受けて抗戦を繼續し日本は各種の方法を以て解決を圖りました。日本としてはその目的を達成しないために、兩方の状態は益々急迫し至つたのであります。

i 作戦上の要求に其く萬一の場合に於ける對米英蘭戦争の應急準備
前諸項の原因で日本は國防上の危機に追ひ詰められて來ましたが、それでも日本は極力平和的手段に依り危機の打開に盡力しました。しかし、他面日米交渉の決裂も豫想して置かねばならぬ

のでありました。この決裂を幾分でも豫想する以上は統帥部はその責任上之に應ずる準備を具へねばならぬのであります。その準備は兵力の動員、船舶の徴用、船舶の機装、海上輸送等廣汎に亘るものであります。外交上の關係は別とするも此の準備は統帥部だけでは出来ませぬ。先づ國家意思の確乎たる決定を前提とするのであります。

も 外交と戰略との關係——外交に依り局面が何うしても打開出来ぬとなれば日本は武力を以て軍事的、經濟的包圍陣を脱出して國家の生存を圖らねばならぬのであります。

然るときは問題は外交より統帥に移るのであります。上陸作戰の都合と戰爭物資の狀況に依り武力を以てする包圍陣脱出の爲には重大なる時期的制約を受けるのであります。即ち統帥部の意見に據れば上陸作戰の都合は十一月上旬を以て最好期とし、十二月は不利たるも猶不可能にあらず、一月以降は至難、春以降となれば「ソ」の動向、雨季の關係上包圍陣脱出の時期は著しく遅延することゝなる。此の間戰爭物資は消耗し我方の立場は更に困難に立ち至るといふにありました。又武力行使の爲には統帥部としては國家意思決定後最少限一ヶ月の餘裕が必要であるとの事でありました。

以上主として國防用兵の關係に據り日米交渉に十月上旬なる時期

的制限を要したのであります。

以上のような各種の情勢が九月六日の國策要綱を必要とした理由であります。

六一 萬一太平洋戦争開戦となる場合の見透は、世界最大の米英相手の戦争であるから容易に勝算の有り得ないことは當然でありました。そこで日本としては太平洋及印度洋の重要戦略據點と、日本の生存に必要な資源の存在する地域に進出して、敵の攻撃を破碎しつゝ、頑張り抜く以外に方法はないと考へたのであります。

太平洋作戦準備

六十二、日本に於ては統帥部は其の責任上外交と離れて別に隣國に對する作戦計畫を持つて居りました。然し乍ら統帥部に於ても政府に於ても共に戦争計畫を持つて居りませぬ。(イ)之は日本獨特の制度たる統帥部立の理論に基く政府と統帥機關の分立といふこと、(ロ)陸軍と海軍と判然と分れて居るといふこと、(ハ)並に陸軍と海軍とが將來國に於ける作戦上の目標を異にして居るといふことから來て居ります。故にもし事實上の戦争計畫の必要を認めることするも之を作成することは不可能でありました。

斯の如く事實上の戦争計畫がなかつたのであるから戦争準備なるものはないのであります。況んや太平洋戦を目標とする恒久的戦争計畫は夢想だもして居らなかつたのでした。唯、支那事變の解決及び國際情勢の急變に對應するためには國防國家又は高度國防國家の建設を標榜として迅速に國內の戦時態勢を實現せんことを希望して居つた事實はあります。然し之は飽くまで時局の變遷に對應する策であつて帝國の存立を確保するためであります。即ち支那事變以上の戦争に達されることを避けるために國家の能力を發揮する態勢をさることを目的としたのであります。その意圖する所は事

意図せずの防止にあり、戦争の準備ではないのです。當年世界の各國が国防を怠りかたにしなければならぬ。彼此の間に區別はないと考へました。

六十三、他面に於て我國も軍備の充實を企圖したことは是亦事實であります。その目的は陸軍にあつては主として對「ソ」防衛作戰計劃が基礎でありました。且つ支那事變勃發後は之に加ふるに支那事變遂行に要する軍備の整備といふことが加つただけであります。従つて陸軍に於て太平洋作戰を本來の目的とする軍備充實はなかつたのであります。海軍の軍備については自分は関與して居りませぬ。

六十四、日本の對米英戦に對する準備は應急的のものであつて凡そ次の三段階を基準として臨時に行はれました。

御ち

- (a) 一九四一年（昭和十六年）九月六日の御前會議——此の決定に基き和英兩儀の意圖に依り對米英戦を目的とせる應急的の作戰準備を開始しました。
- (b) 後に言及する一九四一年（昭和十六年）十一月五日の御前會議に基き本格的に作戰準備を行ひました。

(o) 一九四一年（昭和十六年）十二月一日の決定に基き開設準備行動に移りました

六十五、我國の陸軍軍備は前述の如く對「ソ」防衛計畫を目的として準備せられたものであつて、その動員上の基準兵力は「ソ」聯の祖東に使用し得る豫想兵力の三分の二を目標として整備せられたものであります。然し「ソ」聯の間断なき極東兵力の増加、日本國內の財政、並に國內軍需生産力の面よりする制約を受け、以上の目的を十分に達成することが出来ず、殊に航空機並に機械化兵器に於て甚だ不十分でありました。一九三七年（昭和十二年）七月、支那事變の勃然以來この事變の遂行のための軍備の整備を必要とし之がため一般軍備の整備は益々困難となりました。

殊に航空關係に於て然りであります。次で情勢の急迫に伴ひ遂には滿洲、支那及内地にある既存の兵力、既存の資材を抽出して組織を整へ、南方渡洋作戰に應ずる如く組成及整備を改定し隨時應急の体制を以て之に應じたのであります。作戰資材の組織も亦右の通り等に依り行はれました。従つて一九四一年（昭和十六年）九月より十二月迄の間に於て全軍の約一割程度が南方に必要なりとして臺灣及佛印に移送されたに過ぎません

六十六、日本の軍需生産は以上の必要に應ずるものでありまして其内容は

陸軍に關するものは次の四つであります

(a) 對「ソ」作戰計畫に基く所要軍需資材の整備のための生産

(b) 支那軍需の遂行に要する所要軍需資材の生産（之は主として消費の補

給）

(c) 軍隊教育用の軍需資材の生産

(d) 内地豫備貯蔵のための軍需資材の生産

右等は海軍軍需資材の關係もあり、殆んど其の最小の要求だけでも之に

應ずることは出来ませんでした

六十七 對米英情勢の緊迫するに及び之を如何にしたかといふに、右緊迫に伴ひ軍需資材並に兵力につきても轉用に依る配分變更、内地豫備の使用、對支作戰の使用量の制限、教育用資材の壓縮等に依り應急的準備を關へ幸うじて開戦の初期之に應じ得たのであります。軍需生産の差をなす生産力の向上といふものは一朝一夕に出来るものではないのであります。米英よりの數年に亘る經濟上の壓迫、殊に一九四一年（昭和十六年）七月の經濟封鎖に依り原料及材料の入手難に陥り其の入手が社絶に類したる結果、軍需生産面に於て米英に應ずる生産増加を爲すことが困難

さいはんよりは寧ろ不能に近くなつたのであります。特に航空機の生産及石油の製造に於て甚だしかつたのであります。此點より見るも本格的なる對米英戰の準備は陸軍に關する限り皆無の状態でありました。六十八、次に人的資源について申しますが之は比較的に餘裕はありましたが。然し軍需生産の面に制約せられ、その擴充は十分目的を達し得なかつたのであります。政府としては止むを得ず此の不利を逆用して、他面國家の將來を考へ學生の就學を繼續させる方針をとりました。然し乍ら太平洋戰争の進行に伴ひその中期頃は兵力の不足を訴へ來り、且つ下級幹部補充の必要のためその大部分をも召集するに至りました。要するに人員資源に於ては餘裕をもつて居りましたが生産力の制限を受け、餘裕はあり乍らも其の利益を而用して戰争準備をすることは出来なかつたのであります。

第三次近衛内閣に於ける日米交渉

(其二、九月六日の御前會議以後)

六十九、九月六日の御前會議の決定以後の對米外交は専ら豊田外相の手に依りて行はれたのであります。茲には其の大綱に就て私の承知する限りを由し述べます。而して對米外交の経路は従前と異なり二つの筋によつて行はれました。その一つは野村大使を経て米國々務省に通ずる道であり、他の一つは豊田外相より米國駐日大使を通じて進行する方法でありました。此の交渉と近衛首腦者會談とは我方では大きな期待をかけて居つたのであります。之に對する回答は十月二日米國の「口上書」(證一二四五號B)として現はれました。之を野村大使に交付するときの「ハル」長官の言に依れば米國政府は豫め諒解が成立せざれば兩首腦の直接會見は危険であるといふのであります。太平洋の全局の平和維持のためには「間に合せ」の諒解ではいけない。「明瞭なる合意」を必要とするといふのであります。此の米國の提案には四つの原則の確認を要求して居ります。

- 1、各國の領土並に主權の尊重
- 2、他國の内政不干涉主義の支持

3、通商上の機會均等を含む均等原則の支持
4、平和的手段に依るの外太平洋に於ける現状の不變更
米國はそれに附加して從來主張し來つた三國條約の解釋、中國及其他に於ける兵力の駐留、通商無差別に關する日本政府の見解を明示すべしと要求して居ります。要するに以上に依つて首腦者會談の成立せざることは明白となりました。日本は日米交渉の成立のため忍び得ざる限度まで讓歩を行つてその成立に努力しましたが、十月二日の米國案を見れば曾ての六月二十一日案以來一步も互讓の亦が認められませぬ。日本は生存上の急を要する問題を解決しようとするに對し、米國は當初よりの原則論を固執するのみであります。當時の米國の考へは野村大使よりの十月三日の米國の一般情況具申の電報（證第二九〇六號）に依り明かであること認めました。之に及ばば米國はいよいよ大西洋邊に深入りすることとなり、これがため對日政策に小謀を保ちつつあるが、さりとて對日經濟壓迫の手を緩めずその既定の政策に向つて進みつつあることは最も注意すべきことであるといつて居ります。なほ此の電報には此のまゝ對日經濟壓迫を行ひつつ武力壓迫を差控へるに於ては米國は職はずして對日戰の目的を達するものであるといつて居ります。

尙ほ此時の事態の觀察として駐日英大使が本國外相「イーデン」氏に發した電報があります（電第二九〇八號）之に依れば（一）松岡外相の辭任に依り憲健政策の見込は増大した。（二）日米會談は日本側は急を要し且つ現在のごころ一應諒解以上に出得ざるに對し、米國側は尋延策を講し且國交調整の如何なる取扱についても技巧をこらせつつある。日本の心持乃至は尋延を許さざる日本國內情勢を理解せず徒らに警戒的態度をとり、現在の好機を逸する愚策なりといつて居ります。之は當時日米交渉につき第三者がもつて居た觀察を證するものであると解しました。斯くて情勢は好轉せず日米交渉は更に又大なる難關にぶつかつたのでした。第三次近衛内閣は日米交渉に全力を擧げましたけれども遂に其の效なく十月中旬に瓦解するに至つたのであります。

第三次近衛内閣の總辭職

七十 第三次近衛内閣は當時の我國の國際危機打開の望を日米交渉の上に乗け、之に一切の努力を集中したのであります。前にも述べました通り、之も空しく停頓し、他面作戰上の要求は國家として和戰決定の遲滯を許さざるものがありました。その間に於て一九四一年（昭和十六年）十月十二日、荻外莊に於ける五相會合があり、次いで同年同月十四日閣議に於て齋田外相と陸軍大臣たる私との間に今後の國策遂行の方途に關し意見の相違を來し、その結果は遂に同内閣の總辭職となつたのであります。此の顛末は略ぼ近衛公の口述筆記なりと稱せられる「第三次内閣總辭職の顛末」（法廷證一一四八號）並に同年十月十五日の木戸侯日誌（法廷證一一五〇號）の記載の如くであります。唯、その中當時の陸相としての私の經歷したところと相違する箇所もありますから次に其の概要を述べます。

七十一 先に述べたる如く十月上旬を目途として日米交渉の最後の打開を爲し、其時期迄に我要求貫徹の目途なき場合は、直ちに對英米露戰爭を決意すとの國家意思が決定せられて居りました。右「第三次近衛内閣總辭職の顛末」（法廷證一一四八號）中第二項の終りに、近衛公は此の一九四一年（昭和十六年）九月六日の御前會議を必要とした理由につま次の如く述べて居ります。『日米、そ

こで八月二十八日「ルーズヴェルト」大統領に「メツセージ」を送り會談を申込んだのであるが、それに對し「ル」大統領は會談は喜んで應ずるがその前提として重要条件だけは大体の話し合をつけて置きたいといふことだつたのでその對策の根本を決定するため九月六日の御前會議が開かれたのであつた。即ち「ルーズヴェルト」大統領との會談の前提條件の決定を此の御前會議を必要とした唯一の理由と爲して居ります。勿論此のことも此の會議を必要とした主な理由の一つには相違ありませんが、これのみを此の御前會議開催の理由とするのは誤りであります。本來此の御前會議はその議定の内容に依つても明白なる如く外交の見通しと牽聯して我國の南方施策遂行に關する方途を決定するにありました。而も之は統帥部の意志的作戰準備着手の必要上其の要請に基くものであります。

七十二 此の御前會議の決定に基いて政府及統帥部は夫々外交及作戰準備を進めました。作戰準備は均整には進みませぬが大體決定通り進捗して居りましたが對米交渉の方は仲々進捗しませぬ。九月の下旬に至るもなほ停頓の狀態でありました。そこで陸海軍統帥部は九月二十五日の連絡會議に於て、政府に對し、對米交渉の成否の見通し及和戰の決定を十月十五日迄に爲さんことを要望して來たのであります（一書一四一號）。然るに米國政府は前述の如く我國の九

月六日の御前會議決定に基く提案にも、近衛首相の首屆者會談の提案にも應じて來ない。その回答として「ハル」國務長官は十月二日の口上書を寄せたのでありました。(法廷證一二四五號G)その内容には互譲の精神の片鱗も認められないのであります。十月二日の口上書を日本政府が受取つたのは十月四日でありました。之を受取つた政府は直ちに連絡會議を開き、その検討に着手しました。引續き十月八日にも會議をしましたが、なかなかその議は纏まらないのでした。此の前後に於ける陸軍統帥部の態度及見解は概ね次の如くでありました。

(一) 以上の如き互譲の様子なき米國の態度に鑑み對米交渉妥結の見込はない。

(二) 米國側の主張する四原則を無條件に認むること並に支那に於ける陸兵條件及これの進歩には不同意。

(三) 九月六日の御前會議の決定を變更する意思なし。
當時の謀總長よりの通報に依れば海軍軍令部に於ても全然同意見なることを承知しました。
統帥部として恐れたのは、當時の米國の情勢より見て我國が米國の進延策に乗ぜられることでありました。私も大体右統帥部の意見と同様の考へをもつて居りました。依て私は十月十日、首相に會見して、大本營の見解の大要を述べて首相の決意の考としたのであり

ます。

七十三 一九四一年（昭和十六年）十月十二日午後二時より首相の召致に依り萩外荘（近衛首相の萩荘に於ける邸宅）にて五相會議が行はれました。出席者は近衛首相、及川海相、重田外相、鈴木企堂院總裁及陸相の私でありました。陸海軍共統帥部の責任者は出席致して居りません。其他には列席者は一人もありません。會合は午後六時過まで繼續いたしました。統帥部の考へは私は諒てから知つて居りましたから、此會議に出席するに當り改めて參謀總長又は其他の參謀本部職員などとは協議して居りません。法廷證一一四八號「第三次近衛内閣總辭職の顛末」日本文二頁英文も二頁に「然るに會議の前日海軍の岡草務局長の來ての懇談に、軍令部は別として海軍自身部は日米戦をやりたいくないが、大本營決定に賛成した手前海軍自身からは、やれぬといふことば言へぬから、明日の會合に於て、海相から總理一任といふことを持出すから總理から外交交渉で行くと裁断して貰ひ度い」といふ申出のあつた記事があります。私も私の部下も、こんなことは全く知らぬことでありました。此の會合の目的は日米交渉の成否の見違並に和戦の決定についての懇談でありました。長時間に亘つて議論されましたが、詳細は今記憶して居りませぬが、各自の主張の要諦は次の如くでありました。近衛首相並に重田外相の主張——日本の今日までの主張を一步も譲

全然以上に相違して居る。交渉の進むに従ひその目的が無条件撤兵であるといふ事が明かとなつて來た。換言すれば名實共に即時且つ完全撤兵を要求して居るのである。従つて兩大臣の言はるる如き名を捨てて實を採ると云ふ案に依つて妥協が出来るとは考へられぬ。然らば假りに米國の要求を鵜呑みにし、陸兵を抛棄し、完全撤兵すれば如何なることになるか。日本は四年有餘に亘りて爲したる支那事變を通しての努力と犠牲とは空となるのみならず、日本が米國の強壓に依り中國より無条件退却するとすれば、中國人の侮日思想は益々増長するであらう。共産黨の徹底抗日と相待ちて日華關係は益々悪化するであらう。その結果、第二、第三の支那事變を繰返すや必せりである。日本の此の威信の失墜は滿洲にも、朝鮮にも及ぼすなほ日米交渉の難點は陸兵、撤兵に限らず彼の米國の四原則の承認三國條約の解釋、通商無差別問題等幾多そこに難關がある。此等の點より言ふも、日米妥協はもはや困難なりと思ふ。しかし、外相に於て成功の見込ありとの確信あらば更に一考しよう。又、和議の決定は統帥に重大關係がある。従つて總理だけの決定に一任する譯には行かぬ。

及川海相の意見——外交に依る成功の目途の有無は總理に一任しようではないか。しかし、日本は今や和議の講頭に立つて居る。戦争

FILE COPY
RETURN TO ROOM 351

をすするならば今が好機である。もし、開戦するといふことならば只今之を決められたい。開戦を決定せずして外交妥結の見込ありとし二、三ヶ月も経ち其後に戦争といふのでは海軍は困る。外交で行くならば徹底的に外交に徹底すべし。といふのでありました。しかし妥結の目途並に妥結の方法に付ては何等述べられないのであります。總て總理一任といふことでありました。以上の如くで意見が一致せず、そこで私の提案で一の申合せを作りました。即ち

一、陸兵(中國)並に之を中心とする諸政策は變更せず

ニ、支那事變の成果に動搖を興へず

以上を前提として外交の成功を収める。而も統帥部の庶幾する時期までに成功の確信を得て貰ひたい。此の決心を持つて進む間は作戦の準備をやめる。外相に於て之が出来るかどうかを研究することこの申合せは書面としては存在しませぬ。しかし、右提案せることは昭和十六年十月十二日木戸日記法廷證第一一四七號に依り傍證せられます

七十四翌十三日朝私は參謀總長に會ひ百大條の會合の經緯を説明、由合事項を聯絡しました。そして外交交渉の閣内準備を止めることを申出てました。統帥部としては難色がありました。とにかく之に應諾しました。

七十五十月十四日は閣議の日であります。その日の朝、閣議前に私は首相官邸に於て首相と會見しました。此の時の話はやはり十二日萩外務の會談と同様のことに終りました。その様子は多少修飾されて居るが大体は法廷證一一四八號へ第三次近衛内閣辭職の顛末に書いてある如くであります。

同日午前十時閣議が開かれました。豊田外相は外交妥結の見込に付いては萩外務會談と同様の意見を述べました。私も當時と同趣旨の説明をしたのであります。此の閣議では近衛首相も及川海相も他の全閣僚も何等發言しませんでした。ここに於て外相と陸相との衝突となり、之に萬事は休したのであります。

七十六其後の經過は私に關する限りに於ては略は證信一一四八號「第三次近衛内閣總辭職の顛末」の通りであります。同證日本文第十二頁英文七頁へ法廷記録一〇二五〇頁に「陸軍の武蔵軍務局長が富田書記官長の所へ

ヒ十七

來て此際海軍にハツキリ言つて貰ふうぢやないかといふことであつたので
 富田局長は之を海軍の岡軍務局長に話したところ、岡局長は不満足海軍と
 しては言へぬ。總理の決定に従ふといふこと以上に申せぬといふことであ
 つたので云々との記事があります。この事柄は私は同人（武蔵一）より
 かに報告を受けて居ります。又百證一一四八號日本文十四頁、英文八頁に
 私が鈴木企齋院總裁を使さして近衛總理を訪問せしめ、九月六日の御
 前會議の決定を一應白紙に還へすこと、時局收拾を久通官の下に御願ひ
 することをお述べたとの記事があります。十四日の夜鈴木企齋院總裁と臨相
 官邸に於て會見し私がこの事柄の依頼を同總裁にしたことは如違ありません
 之を要するに私が總辭職の意見を述べたのは次の理由に據るのです。
 一、日米交渉に於て我要求を貫徹し得る日途ありや否やを斷定し得る迄に交渉
 の手が十分に詰められてないこと
 二、海軍の開戦すべきや否やの決意は不確切であること百に依り九月六日の御
 前會議の決定は不適宜なりしこと及不滿意なりしにせよ御前會議の決定
 一、行出來ないこと十九日（實際當時に於ては私も不行しな一方がといふ考
 へて所りもした）に參照した政府は責任を負ふて辭職し新を政府の責任

に於て九月六日の御前會議の決定をやり直し、日米交渉にも新なる努力をなすべきである。

東條内閣の組閣

ヒ十八一九四一年、昭和十六年十一月十七日には前日來辭職願を出したため、此日私は官邸にてその引拂の準備を致して居りました。午後三時三十分頃待従長より天皇陛下の恩召に依り直ちに参内すべしとの通知を受けました。突然の御召のことばでありますから私は何か總辭職に關し私の所信を置かれるものであらうと直感し、奉答の準備のための書類を懷にしまして参内しました。

ヒ十九参内したのは午後四時過ぎと思ひますが、参内すると直ぐに拜謁を仰付かり組閣の大命を拜したのであります。其の際賜りました。御言葉は一九四一年十一月十六日、十月十七日の本戸日記にある通りであります。
一 法廷證言一一五四時英文記録一〇二九一頁一
私は當時の御狩獵を願ひ御前を退下し宮中轉室に居る間に聞いて皇川海軍大臣が御召に依り参内し「陸軍と協力せよ」との御諭を拜した旨海軍

大臣と控室にて面會承知しました。間もなく木戸内大臣がその部屋に入つて来て御沙汰を私と及川海州との双方に傳達されたのであります。其の御沙汰は昭和十六年十月十七日木戸日記（法廷證第一一五四號）の通りであります即ち

『只今陛下より陸海軍協力云々の御言葉がございましたこと、拜察します。が、なほ可憐の大本を決定せらるゝについては九月六日の御前位議決定に提はるゝことを、内外の情勢を更に廣く深く検討して慎重なる考究を加ふるを要すとの思召であります。命に依り其の旨申上げて置きます。』といふのであります。それが後にいふ白紙還元の御説であります。

に大津

私としては組閣の大命を拜するさ云ふが如きことは思も及ばぬことでありました。田中隆吉氏は佐藤賢了氏が阿部、林兩重臣を訪問して「密案を總理大臣にしたければ陸軍の統制はさぬゆゑ」と述べた旨を聞きし、法廷證記録一五八七三頁一版に記述した如く私は近衛内閣の後継内閣は中久通官内閣でなければ時局の收拾は甚だ困難であらうと考へ、此の意見は既に近衛總理及木戸内大臣にも傳へたのであります。私は十六日夜、私は此の意見を阿部、林兩重臣に傳へるこゝが適意であるかと考へ生

藤野務課長をして阿部、林兩重臣に此の意見を傳達させたのであります。佐藤氏は私の意見のみを傳達し兩重臣は私の意見を聽いただけで彼等の意見は述べなかつた旨を私に報告しました。

従つて田中證言は事實に反して居ります。私が皇族内閣を適當なりと考へたのは次の理由に據るのであります。

新内閣は組閣直後、九月六日の御前會議の決定を變更しなければならぬい立場に在ります。新内閣が前内閣の決定を覆へすことは出来ませんが、御前會議は閣議と異なり内閣だけの決定でなく政府と統帥部との協定を、最良の形式に於て爲したものであります。従つて統帥部が九月六日の御前會議決定の變更に同意しない場合には非常に厄介な問題を惹起する惧がもつたのであります。皇族内閣ならば、皇族の特殊の御立場により斯る厄介な問題を克服して圓滑に九月六日の御前會議の決定を變更し得るさ考へたからであります。

従つて私自身私が後継内閣の總理大臣たるの大命を受くること乃至は陸軍大臣として聘任することは下達當なりと考へたのであります。

又斯の如き事の起らうとは夢想もしていません。殊に私は近衛内閣
 總辭職の首唱者であるのみならず、九月六日の御前會議決定に參與し
 たる責任の分擔者であります。特に九月六日の御前會議決
 定の變更のためには私が總理大臣としては勿論陸軍大臣として留任す
 ることが却つて大なる困難を伴ひ易いのであります。

以上は食時私及私を繞る陸軍部内の空氣でありました。故に若し「白
 紙還元」の御詔を拜きなげば私は組目の大命を受け兼ねなかつたかも
 知れないのであります。此の「白紙還元」と云ふことは私もその必要
 ありと思つて所つたことであり、必ず左様せねばならぬと決心しまし
 た。なほ此際、如何か測られず、孰れにも應ぜらるる内閣体制が必
 要であるを考へました。之に依り私自身陸軍大臣と内務大臣とを兼攝
 する必要ありと考へ甘の旨を陛下に諫め上奉ること内大臣に御願
 ひしました。食時の情勢では、もし和さ決する場合には和食の内内
 混戦を生ずる恐れがありますから、自ら内務大臣としての責任をささ
 び可があると思つたのであります。陸軍大臣兼攝には現役に列する必
 要がありません、それで現役に列せられ陸軍大將に任せられました。

RETURN TO ROOM 361

このことは後日閑院宮殿下の御内奏に依ることでありませ

八十一組閣についてはなかに考へが纏りません。此の場合神慮に依るの外な

しと考へ、先づ明治神宮に参拜し、次に東郷神社に参拝し、更に靖国神社

の神靈に謁しました。その間に自ら組閣の構想も浮かびました。

大命を拜した以上は敢然死力を盡くして組閣を完成すること

組閣には遅滞を許さず。

閣僚の選定は海軍大臣は海軍に一任するが其他は人物本位にて簡拔する

こと。即ち尙該行政に特選して居る人を持つて行き度い。行政上の實際

の職務と實力をもつて内閣の決定を強力に施行して行く機能なる人を持

つて行く。政黨又は財閥の勢力を顧慮せず又之を忌避せずといふ態度で

行きたいといふことであります。

八十二大命を拜受した廿の日の夜六時半頃陸軍官邸にて組閣に着手しました

組閣に出つては右の方針に照り私一箇にて決定し、他人にも相談しませ

ん。しかし、助手が居るから、先づ内閣書記官長の選定を必要としまし

た。同夜八時頃、直樹氏に電話し來邸を求め之を依頼したのであり

ます。星野氏は第二次近衛内閣の閣僚として同様であり、其の前歴の點

係に於ても、才能の上に於ても適任と考へました。星野氏は來郎して直ちに之を受諾してくれました。電話で決定したのは橋田（文相候補）、岩村（法相候補）井野（農相候補）小泉（厚相候補）鈴木（企畫院候補）岸（商工候補）の諸氏であります。招致して懇談の上受諾したのは智原（大蔵候補）市郷（外相候補）寺島（遞信、鐵道候補）湯澤（内務次官候補）の諸氏であります。此の中で東郷氏と智原氏は今後の口政指導は極力外交交渉で進むのかとの意味の駄目を押ししました。私は白紙還元の旨を説明し極力日米交渉の打開をして行きたしとの意を答へました。湯澤氏は次官のことであります。私は内務大臣候補でありますので大臣級の人物を要したのであります。同夜中に海軍大臣より海相推舉の返事は來ません。翌朝（十八日）又川海相より島田氏を推舉するとの確報を得續いて島田氏が來郎しました。この時に對米問題には外交交渉で行くのかといふ點と口内の急激なる變化を遂げられたしとの質問と希望がありました。私は前の質問に對しては、白紙還元の説明を與へ後の希望に對しては勿論口内の急激なる變化はやらのといひました。島田氏は之を聞いて後海相たることを承諾しました。

十八日朝は清國神社例祭日で午前中は天皇陛下は御親拜あり自分も参列
しました。午後一時四員名簿を捧呈、四時親任式を終り茲に中宮内閣は
成立致しました

十一月五日の御前會議及其の前後

八九三前に述べた通り私が組閣の大命を拜受したとき天皇陛下より平和御愛好
の大御心より前に申した通りの「白紙還元」の御詔を拜しました。依て
組閣後、政府も大本營も地方して直ちに白紙にて重要國策に對する檢討
に入りました。十月二十三日より十一月二日に亘り是々連絡會議を開催
し、内外の新情勢に基き總辭に作戦に關する事項を除き、外交、国力及び
軍事に亘り各般の方面より慎重審議を重ねました。その檢討の結果米
則の十月二日の要求を參酌して、先づ對米交渉に關する要領案を決定し
たのであります。

之は後に十一月五日の御前會議決定となつたもので其の内容は法廷證ヒ
ヒ九股末段と略は同様と記憶します。

八十四、次で此の對米交渉要領に依り日本の今後に於ける國策を如何に指導するか付更に審議を盡くし最後に三つの案に到達したのであります。第一案は新に檢討を加へて得たる對米交渉要領に基き更に日米交渉を續行する。而して其の決裂に終りたる場合に於ても政府は隱忍自重するといふのであります。

第二案は交渉をここで打切り、直ちに開戦を決しようといふのであります。

第三案は對米交渉要領に基きて交渉を續行す。他面交渉不成立の場合の戦争決意を爲し、作戦の準備を爲す。そして外交に依る打開を十二月初頭迄求めよう。交渉成立をんたるときは作戦準備を中止する。交渉が決裂したるときは直ちに開戦を決意す。開戦の決意は更めて之を決定するのであります。

八十五、次に以上各案について少しく説明を加へる必要がおります。第一案について言へば米軍の十二月二日の案は其のまま、受諾することは出来ぬといふことは了解出来る。又從來の米軍政府の態度より見て今回の對米交渉要領、よりするも外交交渉に依る打開といふことは、米側に於てその態度を變更せざる限り或は不可能かも知れぬ。即ち決裂となることなしとは保證出来ぬ。然し縱令決裂に陥りたる場合に於ても直

ちに米英蘭と戦争状態に入るとは慎重なる考慮を要する。それは
 我國としては支那事變は既に開始以來四年有餘となるが、而も未だ
 解決を見ぬ。支那事變を控へて更に對米英戦に入るとは、日本の
 国力より言ふも、國民の涕ふ犠牲より言ふも、之を国力避けなければならぬ。今は国力の全部を支那事變の解決に向けて行きたい。故
 に日本は外交決裂の場合に於ても、直ぐに戦争に入らず、臥薪嘗膽
 再起を他日に期すべきである。次の理由は國民生活の上よりするも
 亦支那事變遂行の途上にある今日、軍需生産維持の點よりいふも、
 今日に至大なる困難にある。而して最も重要な問題は液体燃料の
 取得である。これさへ同とか片付けばさうにか耐へて行けるもので
 はあるまいか。それ故人造石油を収上げ必要の最小限の製造に努力
 しようではないかといふにありました。

此の案に對する反對意見は國家の生存に要する物資は米英蘭の封鎖
 以來致命的打撃を受けて居る殊に液体燃料に於て然りである。もし
 此儘推移すれば、就中、海軍と航空は二年を出てずして活動は停止せ
 せられる。之は國防上重大なる危殆である。支那事變の遂行のため
 に挫折する。人造石油の問題をその設備の急速なる増設により解決
 し得るならば之は最も幸である。依て此の點に對し眞剣なる研究を

爲した。その結論は日本はその一ケ年の最小限の所費量を四百萬噸とし、之を得るためには陸海軍の軍需生産の重要なる部分を停止するも四年乃至七年の歳月を要するとの結論に到着した。此の期間の間は貯藏量を以て糧がなればならぬのであるが、斯の如き長期の間貯藏量を以てつないで行くことは出来ぬ。そうすれば国防上重大なる危険時期を生ずる。且つ軍需生産の重要部分の停止といふことは、文部省、逓行中の陸海軍としては、之を忍ぶことは出来ぬ。故に此際隱忍自決、臥薪嘗膽するといふことは帝の死滅を意味する。ここに際して死滅を待つよりも死を決して包圍環を突破し、生きる道を發見する必要がある。支那軍は四年有餘、更に米英戦に入ることとは國民の負擔の上にあつても政府としては耐へ難き苦惱である。然し感久なるべき帝の生命と國民のためには國民は之を甘受してくるであらうといふのでありました。

八十六

二月二日、即ち直ちに月夜の決意をしようといふ案の理由とする所は米の輸出の十月二日の案を受入れることとの出来ぬのは勿論、一対米交渉委員に依つても日米の交渉を調整し危険を打倒するの望みはない。交渉困難といふことは徒らに米の運延策に乗せられるばかりである。時の経過と共に日米の軍需の懸絶は益々大となる。我々の石油の貯藏

量は日一日と枯渴して来る。而も其の回復の見込はない。もし、外交
 渉に依り危機打開が出来ないとすれば作戦の成功を直視しなければな
 らない。作戦上よりすれば十一月が本末天候等の關係で都合が最も好
 適であつたのである。然し十二月になれば上陸作戦には困難は増すが
 なほ可能である。その後に至つては一年の同好は来ない。其の同液
 体燃料は枯渴するの危険に陥り、他國明年の後半期になれば米軍の海
 軍力は非常に増大するといふのであります。これは統帥部方面の見解
 でありました。

之に對する反對意見としては、作戦上よりすれば開戦決定は早きに若
 くはない。乍然、外交による打開の道は無いとは認められぬ。困難は
 豫想するが然し一家として望みが如何なる限りは、作戦上許し得る
 限度迄は之を忍んで外交交渉に努力すべきでないか。作戦上の不便
 はあるが、もしそうならば日米交渉の準備中作戦上の準備を進めて行
 けば宜いではないか。寧ろ、かくすることには依り米軍側の反省に資す
 ることも出来る。又、新しくして置けば開戦決意の場合にも何等作戦上
 支障がなくなるのではないかとあります。

八十七、第三案、即ち交渉を暫行し他國交渉不成立の場合の決意を爲し
 作戦の準備を爲すといふ案の理由は前記第一、二案を不可とする理由
 として記述したものと同一であります。

FILE COPY

八十八、連絡會議に於ては結局は第三案を採つたのでありますが、決定に至るまでの間に一番問題となつたのは前記第一案で行くか、第三案で行くかといふ別れ目でありました。十一月二日午前二時に一應第三案を決したものの出席者中の東郷外相、賀屋藏相は之に對する賛否は留保し、翌朝に至つて兩人共漸く第三案に同意して來たといふ経過でありました。

八十九、此の案に付ては更に連絡會議に於ては第三案の主旨に基き今後の政策遂行の要領を決定し必要なる手續を經て後に一九四一年（昭和十六年）十一月五日の御前會議で更に之を決定しました。これには私は總理大臣及陸軍大臣として關與したことは勿論であります。これが十一月五日の「第一案遂行要領」といふのであります。此の本文は存在せず提出は不能であります。此の要旨は私の記憶に依れば次の通りであります（海軍省第二九四六號）

第一、第一は現下の危機を打開し自存自行を完うするたための對米英法を決定し、別紙要領甲乙兩案に基き日米外交交渉に依り打開を圖ると共にその不成立の場合の武力變動の時宜を十二月初頭と定め陸海軍は作及準備を爲す。尤も開戦の決定は更にあらためてする。乃ち十二月初に自動的に開戦となるわけではない。

第二、獨伊との提携強化を圖り且つ武力變動の直前に泰との間に軍事
的緊密關係を樹立する。

第三、對米交渉が十二月初頭迄に成功せば作戦準備を停止す。

右の中第一項に別紙として記載してあるものが前記第七七九號末段で
ある甲案乙案であります。之を要するに我々の自衛と達成とを確保す
る限度に於て甲乙の二つの案をつくり之を以て日米交渉を進めようとしたの
でありませう。その中の甲案といふのは九月二十五日の日本の提案を基
礎とし既往の交渉経過より判断して判明したる米側の希望を出来る
だけ取入れたる最後の進歩案であつて重要な三點につき譲歩して居
ります。其の要旨は法廷第七二九二五號（記載二五九六六）にある通
りであります。乙案といふのは甲案が不成立の場合に於ては従來の行
がかりから推して日本は南滿州鐵道並以前の狀態にかへり、米側も亦
凍待令の廢止其他日本の生存上最も重要とし又緊急を要する物資取得
の最小限度の要求を認め一應緊迫した日米關係を平靜にして、更めて
全般的日米交渉を再開せんとするものであります。其の要旨は法廷第一
二四五號にある通りであります。

九十、右深刻なる結論を一九四一年（昭和十六年）十一月二日午後五時頃より参謀總長、軍令部總長と共に内奏しました。其の際天皇陛下には吾々の上奏を聞き召されて后られました。其の間陛下の平和御愛好の御信念より来る御心痛が切々たるものある如く其の御顔色の上に拜察しました。陛下は總てを聴き終られ、暫く沈痛を面地で御考へてありましたが、最後に陛下は「日米交渉に依る局面打開の途を極力盡すも而も達し得ずとなれば、日本は止むを得ず米英との開戦を決意しなければならぬのかね」と深き御憂慮の御言葉を漏らされまして、更に「事態謂ふ如くであれば、作戦準備を更に進むるは止むを得なからうが、何とか極力日米交渉の打解を計つて貰ひたい」との御言葉でありました。我々は右の御言葉を拜し恐懼した事實を今日も鮮かに記憶して居ります。斯くして十一月五日の御前會議開催の上更に審議を盡すべき御許しを得たのでありましたが、私は陛下の御憂慮を拜し更に熟考の結果、連絡會議、閣議、御前會議の審議の外に、更に審議検討に手落ちからしめ陛下の此の御深感に答ふる意味に於て十一月五日御前會議に先立ち更に陸海軍合同の軍事参議官會議の開催を決意し、急遽其の御許しを得て十一月四日に開催せらるゝ如く取り運んだのでありました。此の陸海軍合同の軍事参議官會議なるものは一九〇三年（明治三十六年）軍事参議官制度の創設せられてより初めての事でありませぬ。

陸海軍合同軍事参議官會議

九十一、御前會議の前日、即ち一九四一年（昭和十六年）十一月四日に陸海軍合同の軍事参議官會議が開催せられました。此の會議に於ては天皇陛下には十一月五日の御前會議の議題に關聯し、對米交渉妥結を見ざる最悪の場合に應ずる軍事の措置として陸海軍統帥部が、太平洋戦争の作戦準備を促進する可否に關し御諮詢がなつたのであります。

本會議は陛下御親臨の下に兩院元帥官議長として議事の進行に當られ、午後二時頃より午後四時頃に亘つたと記憶致します。私は勿論陸軍大臣として軍事参議官の資格に於て列席致しました。議事の詳細は既に記憶を失して居りますが、記憶にある大要を述べれば以下の如くであります。

先づ永野軍令部總長より海軍統帥に關して説明がなりました。其の要旨は、
 現在の情勢の盡で推移せば帝國は遂に國力の弾機性を喪失すると共に戰略上極めて不利の地位に陥ること明瞭である。帝國としては今後も引き續き外交手段を盡くして極力此の危急の打解を計ること、政府とも意見が一致し、政府は目下懸命の努力を拂つて居る。然し他面遂に之により目的を達し得ざる場合、帝國として戦争を決意せざるを得ざる情勢に立到ることも今日深く胸算し置

かねばならぬ。統帥部としては此の場合に備ふるため作戦準備を本格的に進めて行きたき考へである。此の作戦準備を進むることは他面現在の情勢段階に於ては、これに依り外交交渉の進展に寄與し得るものと思ふ。然し幸に日米交渉打開を見れば作戦準備行動は直ちに之を中止する考へである。政府とも此の點は約束されて居る。不幸日米交渉決裂し日米英蘭戦闘ともなつたときの見透に就ては彼我太平洋に於ける現有兵力の關係を以て開戦時機を十二月上旬とせば第一段作戦及遼東作戦には勝利の算我れに多しと確信する。

第一段作戦にして適當に實施せらるれば、帝國は南西太平洋に於ける戦略要點を確保し、長期作戦に對應する態勢を確立し得るであらう。而して對米英戦は確實なる屈敵手段なきを以て、結局長期戦となる算が多し。之に對しての覺悟と準備とを必要とする。

長期戦となりたる場合の見透は形而上下の各種要素、國家總力の如何及世界情勢の推移如何に因りて決定せらるゝ處大にして、今日に於て數年後の確算の有無を斷すること困難である。

と謂ふのであつたと記憶します。眞珠灣攻撃の件に就ては何等觸るゝ處ありませんでした。

次で杉山參謀總長より陸軍の統帥に對して説明がありました。其の要旨は、

南方諸邦の陸軍軍備は益々増強せられ、歐洲戦争開始直前頃に比すれば

其の陸軍兵力に於て三倍乃至八倍に増強せられ、其の兵力約二十數萬、飛行機六百機に達す。今後情勢の推移に伴ひ其の増加率は急速に増強せらるべし。

若し不幸日米英の間開戦となりたる場合、印度、濠洲、新西蘭等より増援兵力戰場に輸送せらるべく、これ等地域に保有する兵力は約八十數萬飛行機六百と推定する。

帝國陸軍の現有兵力は五十一師團基幹とし、現に支那事變遂行途上にあり、他方對「ソ」警戒に相當部分を充當しある關係上、對米英戦に對しては其の内より抽出して之に應せざる可らざる苦境にありて、目下の處新くして之に充當を豫定し得るものは約十一師團である。

開戦時機は米英側の防備の増強及氣象の關係より時日の遷延を許さず成る可く速かなるを要し、其の時機は十二月初頭を希望する。

作戦の主体は上陸作戦なるを以て海軍の作戦の成否に期待する處多きも陸軍としては相當の困難を豫期するも海軍作戦順調に進展せば必成を確信する。

南方要域に對する攻略作戦一段落後は政戦兩略の活用は依り米英側の戦意を喪失せしめ、極力戦争を短期に終結せしむるに勉むべきも、恐らくは長期に亘ることを豫期せざる可らず。

然し乍ら米英側の軍事根據地或は航空基地を占領し飽く迄之を確保し海上交通の確保と相待て戦略上不敗の態勢を占め得ば諸般の手段を盡くし

敵の企圖を挫折せしめ得べし。

南方作戦に伴ひ對「ソ」防衛並に對支作戦は概ね現在の態勢を堅持し之に依て北方に對し不敗の態勢を整へ支那に對しては依然其の目的の達成に指向する。

南方作戦に伴ふ北方の情勢に就ては「ソ」が積極的に攻勢を採るの公算少し。只滿洲支那に於て共產黨を利用する破壊的工作又は思想宣傳等の謀略的工作を以て我を牽制するの策動あり得べし。又米國が極東「ソ」領の一部を北方よりの對日攻勢據點として飛行基地乃至潜水艦基地其他に利用するため之が使用を「ソ」聯に強制することはあり得べし。従つて「ソ」に對しては嚴重なる警戒を要す。特に我が南方作戦が長期戦に陥る場合、若くは「ソ」の内部的安定状態が恢復に向ふ場合は極東赤軍が漸次攻勢的姿勢に轉じ來る可能性あり。帝國としては成る可く速かに南方作戦を解決して之に對處し得る準備に遺憾なきを期せざるべからずと請ふのであります。

右の説明の後に各參謀官より質疑あり、之に對し兩總長及私より所要の説明を致しました。質問は専ら統帥に關するものであります。其の詳細は記憶にありません。説明に當ては昭和十六年十月二十三日乃至十一月二日に亘る連絡會議の結論の主旨を以てなされたと丈記憶致して居ります。

斯くて議事を終了し「陸海統帥部が最悪の事態に應ずる戦争準備を促進

せんとする統帥上の措置を適當とするに旨に全員意見一致し、其の議決を議長より奉答せられたと記憶致します。會議中陛下に於かれては唯御聽取みせられたのみで一言も御發言はありませんでした。

十一月五日の御前會議

九二以上は一九四一年（昭和十六年）十一月五日の御前會議に至る迄の間に於て開かれたる政府と統帥部との連終會議及軍事參謀官會議で爲された協謬の經過並に結果であります。

十一月五日には石の策を問題として御前會議が開かれました。ここで申上げますが、私が一九四六年（昭和二十一年）三月十二日被擧より質問を受けた際答へましたことは一法廷證一一五八號に於て一此の御前會議と十二月一日の御前會議とを混同して答へて居ります。それは記憶の錯覚でありまして、此の答は本日の供述に低減する限度に於ては訂正を要します。

九三
元來此の種の御前會議は政府と統帥部との調整を圖ることを目的として居るのであります。日本の制度に於ては、政府と統帥部は全然分立して居りますから、斯の如き調整万策が必要となつて來るのであります。此の會議には諒め諒長といふものもありません。その都度陛下の御評しを得て首相が軍事を主宰するを例と致します。此の會議で決定したことは、その國務に關する限りは更に之を閣議にかけて最後の決

FILE COPY

ref. no. 2000

RETURN TO ROOM 361

定をします。又統帥にすることを統帥部に持ち寄り、必要なる手続をとるのであります。斯の如くして後、政府並に統帥部は別々に天皇陛下の御允諭を乞ふのであります。従つて憲法上の責任の所在は御許に帰することとは内閣、統帥に帰することとは統帥部が各々別々に責任を負ひ其の實行に當るのであります。又幹事として局長なり書記官長が出席しますが、之は責任者ではありません。

御前會議、連終會議の性質及内容は右の如くでありまして政府及統帥部の任務遂行上必要なる當然の會議であり、政事側の調和しあるが如き共同協議の機軸と見るは謬言であります。

九月五日の御前會議に於ては陛下の御許を得て實例に依り私が會議の進行の任に當りました。此の會合に於ては私より此の會議を必要とするに至つた理由を説明し、外務大臣よりは日本交渉を中心とする外交問題を説明し、大蔵大臣よりは戦争に伴ふ日本の財政に關し企畫院總裁よりは戦争に伴ふ國內物資の見通しに關し、又參謀總長及軍令部總長よりは作戰に關する説明がありました。それから質疑應答に入り、原瀨密院議長より若干の質問があり、之に對し、政府及び統帥部の

九三

係者より夫々答を致しましたたが、詳細は今、記憶に存しません。結局、連絡會議で取纏めました第三案と之に引用せられた對英交渉の價とを採用可決したのであります。

たゞ、ここに陳述して置かなければならぬことは、當時の連絡會議並に御前會議に於て斯の如き決意を必要なりと判断するに至つた原因たる事由であります。(録録側証第二九二三)

より得たるものを記憶を喚起し蒐録したものであります。に依れば英支の我々に對する軍事、經濟的壓迫は益々緊迫の度を加ふるのみならず、此等の勢力の間の協力關係は益々緊密となる傾きが認められて顯著に現れられました。例へば一九四一年(昭和十六年)八月下旬より「ルーズヴェルト」大統領の東西經濟使節として「マニラ」に滞在して居つた「グレーディ」氏は九月初に空路「パタビヤ」に飛び、同經濟相「フアンモーター」氏と會談、更に「シンガポール」に飛び九月半頃には「カルカッタ」に着、更に十月初には「ラングーン」に引返し、それより重慶に入り香港を経て「マニラ」に着し、十月半頃本國への歸途について居ります。それとは別に英の「ダ

フ・クーパー氏は九月初空路「マニラ」に着し、「バタビヤ」を
 経て「シンガポール」に至りここに於て九月二十一日「カー」英
 使と會見しました。九月二十九日には、「シンガポール」にて「イ
 キリス」極東會議が開かれ石「ダフ・クーパー」氏は「ブルツク
 ポツバム」、「レイトン」、「クロスビー」、「カー」、「ペー
 ジ」、「トマス」、「マレイ」總督等と會合しました。「ダフ・ク
 ーパー」氏は十月
 初には「シンガポール」を發ち空路印度への途上「谷」に於て「ビ
 ン」首相と會見し更に「ラングーン」に至り、「カルカッタ」に到
 着して居ります。一九四一年（昭和十六年）八月下旬には「ル
 ーズ」大統領は「マグル」大准將を團長とする軍事使節を重
 慶に派遣する旨言明しましたが、此の使節は十月初「マニラ」に
 着、そこに於て所要の打合を爲し、香港に至り同地に開かれた香港會
 議に出席したる後、その一行は十月九日香港より重慶に飛込み我
 等來支の目的は重慶を發けて交戦を續せしむるにある。今後重慶
 を本據として各地を巡察し任務遂行の實現を志ぐつもりである。勿
 論「ラングーン」をも訪問、「ビルマル」トによる武器軍需品の
 輸送能率増大に大いに力を注ぐ旨豪語したりとの情報に接して居
 ります。

一九四一年（昭和十六年）十月初米英の軍事首腦者は「マニラ」に會合しました。その當時の情勢に依れば此の會談では世界的動向を有する太平洋の諸問題につき專向的なる意見の交換を爲し、且つその戦略的態勢を檢討したものであるとされて居りました。會合した者は英の東亞軍總指揮官「ポツバム」大將、米の援亞軍使節團代表「マグルーダー」代將、米の東亞軍總司令官「マツクアーサー」將軍などであり、(1)「ビルマル」を通じて行はれる米英共同の「石援助問題」(2)西南支那の重慶軍と「ビルマ」方面に増派されつつある英軍との共同作戦計画(3)太平洋に於ける米英共同作戦の強化、殊に空軍共同作戦計画などを協議したと報せられました。

一九四一年（昭和十六年）九月下旬「レイトン」英東亞艦隊司令官は「シンガポール」軍港を「アメリカ」の要求あり次第米海軍の使用に供する旨發表したとの報道に接しました。十月中には「ニーマイヤー」氏は「シンガポール」より空路「マニラ」に着して居ります。一方「ブルツク」ポツバム「イギリス」極東軍司令官は十月中旬には「シンガポール」を發し、^{英領地}「イギリス」極東軍司令官は十月中旬には太平洋共同戦線交渉が米、英、荷印、「ニュージラント」豪洲

間に完了せる旨發表いたしました。以上各情報に依り當時米英蘭文の間に日本を對象とする軍事的、経済的聯繫が緊密に行はれ所謂一觸即發の情況にあつたものと判断せられました。

日而も依然として米英蘭其他の陸海空軍の大擴張が繼續せられつつありとの情報が入つて來て居ります。即ち米國海軍省では一九四〇年一昭和十五年一月以降七十二億三千四百萬弗を以て建造二千八百三十一隻の建造契約成り現在九百六十八隻を建造中なる旨發表いたしました。なほ一九四一年一昭和十六年一十月下旬には「ノックス」海軍長官は米海軍の建造状況に關し(1)就役せる戦用艦船三百四十六隻(2)同建造中乃至契約済三百四十五隻、(3)就役せる補助艦艇三百二十三隻(4)同建造中乃至契約済二百九隻(5)十月一日現在海軍飛行機四千五百三十五機(6)同建造中のもの五千八百三十二機なる旨發表しました。「ルーズヴェルト」大統領は十一月初に飛行機製造費四億四千九百七十二萬弗を要求したと報せられました。「システムソン」海軍長官は十月下旬に航空士官候補生及後集兵を約三倍、即ち四十萬人に増員方準備中なる旨を發表しました。「カーク」首相は歐洲戰爭開始以來四十五萬人の兵が入營したる旨發表しました。

比島では比島陸軍参謀總長は其の現役兵の除隊中止を發表しました。同じく十月下旬には比島空軍新司令官「ブリーヤーン」少將は華府發「マニラ」に向つたと通せられました。一九四一年「昭和十六年」九月中旬には「ルーズヴェルト」大統領は國防促進法に基く五十九億八千五百萬弗の追加撥付の案を求むる敎書を議會に送付し、引續き一意五千九百八千弗の國防追加撥付案を本國議會に提出したのであります。

以上の事實等に依り本國は引續き陸海空軍の飛躍的大擴張を計畫しつつあることが窺はれました。

目前述の連綿會談及海軍會談の間に於ては本國に於ける首腦者の言動は益々挑發的となつて來たのであります。即ち九月下旬には「ハル」海軍長官は政府は中立法の改正若くは廢止を考慮中なりと言ひ「ノックス」海軍長官は威嚇「マサチューセツツ」歸還水式に際し、中立法は時代遅れであると言明したと報せられました。又同長官は十月下旬に日本衛兵は日本が現政策を變更せざる限り不可避なる旨言明

以したといふことでもあります。

以上の外更に次のようなことが判明して来たのであります。即ち(1)印度政廳は同年九月十二日以降日本より輸出する布人絹等物類の輸入許可を取消した。 (2)同年十月二十九日には印度政廳は一切日海商の商品の輸入禁止を布告しました。斯の如く聯合國の對日壓迫は益々骨となつて来たのであります。斯の如き状況の下に十月下旬以來の連終會議並に十一月五日の通商會議の決定が行はれたのであります。

九六 前述通商會議の決定に基き十一月十二日の連終會議に於ては之に基き對外措置を決定しました。その内容は法廷證一一六九號の通りであります。一記錄一〇三三三以下、但し此の中一〇三三八の十四行より一〇三四〇の末行迄は此の決定には含まれて居りません。一方是れ側(三)に於ては十一月六日には寺内大將を南方總軍司令官に任命し統帥部に於ては南方の戰鬥序列を決定し、同日南方區域攻佔の準備命令を下達し同は統帥部は同月十五日には對英作戰計畫大綱を決定しました。一統帥部證二七二六一無慮是等は侵定に基いて統帥部の爲した準備行為に過ぎません。私は軍部大臣たる資格に於て之を承知して居ります。が、他の關係は右統帥部の採りたる措置は一切知つては居りませぬ。海軍統帥部が此間何を爲したるか承知致しません。

東條内閣に於ける日米交渉

九十七、東條内閣に於ける日米交渉は専ら外務省が之を扱ひました。私が承知して居ることは、その大綱のみであります。

十月二日の「アメリカ」より提出された「ハルノート」を繰り、日米交渉に關聯して第三次近衛内閣が崩壊したことは前に述べた通りであります。東條内閣の成立と共に政府と統帥部は白紙還元の返意に基き、取敢へず十月二十一日日米交渉協定の意思を外務大臣より野村駐米大使に傳達したのであります。(法廷證二九一七、英文記録二五九二〇頁)その返意は同月二十四日若杉公使より「ウエルズ」口務次官に之を通知して居ります。

(證二九五九號、英文記録二六一〇九以下)

日本政府は前述の一九四一年(昭和十六年)十一月五日の御前會議に於て決定せられたる對米交渉協定案に依り外務省指導の下に、甲、乙兩案を以て日米交渉に臨みその打詰につとめました。

九十八、政府は日米交渉が益々困難に陥らんことを豫見し且つその解決は急を要する情勢にありに備み同年八月中の野村大使よりの要請に基き右交渉援助のため來柄大使を派遣することに決したのであります。來柄氏は十一月五日東京を發し同月十五日に「ワシントン」

に着したのであります。之は眞面目に日米交渉の妥結を企圖したもので、日本の国威意思の隠微手段では断じてありません。此の點に關しては既に當法廷に於て山本謙一氏に依り發言せられた通りであります。(法廷記録英文二五九五七頁二五九八頁参照) 來柄氏山本に當り連絡會議の成案で後に御前會議に呈案せらるべき議題の内容は外相より來柄氏に對し十一月三日より四日に亘り詳細説明致したとのことを外相より聞いて居ります。

九十九、此の交渉は情勢上急を要する旨は外相より野村大使に對し十分に之を得へ、之に依て、日本が急速なる解決を必要とすること、米國政府にも十分傳へられて居ります。此の點も亦當法廷に於て山本謙一氏引用の記録に依り發言せられた如くであります。(法廷記録二九二八號、第二九五七號英文記録二五九八頁及二六一〇〇頁参照)

一〇〇、日米交渉は甲案より初められたのでありますが、同時に乙案をも在米大使に送付して居ります。交渉は意の如く進行せず、その難點は依然として三國同盟關係、日露通商無差別問題、支那駐兵に關することもあり、政府としては兩案の交渉の破綻を回避するため最善の努力を拂ふため從來の難點は固く措き須要且つ緊急なる

Doc, Doc, #3000

FILE COPY
RETURN TO ROOM 361

もののみに限定して交渉を進めるために豫め送つておりました、乙案に依て妥結を固らしめたのであります。此の間の消息は既に當法廷に於て山本總一證人の
證言せる如くであります。(法廷記録

英文第二六〇二八頁以下)

一九四一年(昭和十六年)十一月十七日私は總理大臣として
一〇一、一七七議會に於て施政方針を説明する演説を致しました
當時議會の第七十七議會に於て施政方針を説明する演説を致しました
た。(辯護側證二二六號)之に依り日本政府としての日米交渉に對
する態度を明かにしたのであります。蓋し、日米交渉開始以來既に
六ヶ月を経過し、兩口の主張は閉塞となり、殘る問題は兩口の互讓
に依る太平洋の平和維持に對する努力を爲すや否やのみにかかつて
居ります。

之がため日本としては現状に於て忍び得る限度を世界に明かにする
必要を認められたのであります。

日本政府の期する處は日本はその獨立と權威とを擁護するたため(第
三日が支那事變の遂行を妨礙せざること)日本に對する軍事的、經
濟的妨礙の除去及平常關係に復帰(歐洲戰爭の擴大とその東亞への
波及の防止とであります。右に引續き東京外相は日米交渉に於ける
我方の態度につき二つのことを明かにせられました。(法廷證第二

七四三號) その一つは今後の日米交渉には長時間を要する必要のな
 かるべきこと。その二つは我方は交渉の成立を望むけれども大目と
 して福威を毀ふことば之を排除するといふのであります。首相及外
 相の演説は即日世界に放送せられ中外に明かにせられました。
 米國の新聞紙にも右演説の全文が掲載せられたとの報告を得ました
 それ故米國政府當局に於ても十分之を承知して居るものと思はれま
 した。右政府の態度に對し十一月十八日貴衆兩院は執れも政府側
 の決議案を提出し滿場一致之を可決したのであります。(辯護側證
 二〇九、二七一—二)
 殊に衆議院の決議案説明に當り島田代議士の爲した演説は當時の我
 國内の情勢を反映したものと判断しました、
 一〇二、前に述べました我國の最後案である乙案については日米交渉
 に於ても米國政府は依然として難色を示し、野村、來柄^兩大使の努力
 に拘らず、米國政府は依然六月二十一日案を固執して居つて交渉の
 成立は至難でありました。
 他方十一月二十四日より二十六日に亘つて米國は英、蘭、支各口代
 表と密に連絡し各口政府間に緊密の連絡を遂げて居ることば當時の
 情報に依つて判つて來て居ります。

一〇三、これより先、米英濠國の政情及軍備増強は益々緊張し又、首
腦者の言動は著しく挑発的となつて來ました。(辯護側證二九二三
號)

之が我日朝野を刺戟し又前に述べた議會兩院の決議にも影響を及へ
たものと認められます。例へば一九四一年十一月十日には「チャー
チル」英首相は「ロンドン」市長就任午餐會に於て「アメリカ」が
日本と開戦の曉には「イギリス」は一時間以内に対日宣戦を布告す
るであらうと言明したと報せられました。(法廷證二九五六、英文
記録二六一〇五、證一一七三、英文記録一〇三五二)尚ほ當時の情
報として次の報道が引かれて我國に入つて來ました。

その翌々日「イギリス」の「デョージ」六世陛下は議會兩院式の勅
語にて英國政府は東亞の事態に關心を拂ふものであると言明せられ
たと報せられました。「ルーズヴェルト」大統領はその前日である
休戦記念日に於て米國は自由維持のためには永久に戦はんと述べ前
記英國首相並に國王の言葉と相呼應して居ります。「ノックス」海
軍長官の如きは右休戦記念日の演説に對日決意の時到ると演説した
のであります。

斯の如く我が第七十七議會の前に於ける米英首腦者の言動は頗る露

骨且つ挑発的でありました。

「ルーズヴェルト」大統領は十一月七日には在支陸戦隊引上を考慮中なる旨を言明し、十四日には右引上に決定した旨を發表して居ります。英國の勢力下に在つた「イラク」は十一月十六日對日外交を断絶しました。一方十一月中旬には「カナダ」軍「ゼー、ロイソン」准將麾下の香港防備「カナダ」軍が香港に着きましたことが報道せられて來ました。なほ、十一月二十四日には米國政府は南領「ギアナ」へ陸軍派兵に決した旨を發表しました。

米軍の南領への進駐は日本として關心を持たずに居られません。十一月廿一日には「イギリス」の「アレキサンダー」海相は「イギリス」極東軍増強を言明しました。これより先、十一月初には米國海軍省は南洋濫隊進駐情況は同年一月乃至十月に主力艦就役二、進水二、航空母艦就役一、巡洋艦進水五、驅逐艦就役十三、同進水十五、潜水艦就役九、同進水十二なる旨を發表しました。十一月二十五日には比島陸在の米陸軍當局は「マニラ」灣口要塞に十二月中に機雷を敷設する旨を發表して居ります。

之と相呼應して英國海峽植民地當局も亦「シンガポール」東口に機雷を敷設する旨を發表しました。十一月下旬「ノックス」海軍長官は

米の海軍募兵率は一ヶ月一萬一千名なる旨を言明致しました。在天
津の米人百名は十一月下旬に引上を行ひました。以上の如く米英側
の情勢は日本を對象とする兩國前夜の感を具へたのであります。

一〇四、斯の如き緊張程に米國政府は一九四一年（昭和十六年）十一
月廿六日に陸米野村、來領大使に對し、十一月二十日の日本の提案
に付ては慎重に考査を加へ關係口とも協議をしたが、之には同意し
難しと申來り今後の交渉の基礎としての覺察を提出いたしました。
之が彼の十一月二十六日の「ハルノート」であります。

その内容は證第一二四五號I（英文記録一〇八一五）の通りであり
ます。此の覺察は從來の米國側の主張を依然固持する許りでなく
更に之に附加するに嘗て日本の利益を受け入れることのみならず、
かとなつて居つた次の如き點を含めたものであります。即ち（日
本國海軍はいふに及ばず警察隊も支那全土（滿洲を含む）及佛印より
無條件に撤兵すること、（滿洲政府の否認、（南京國民政府の否認
（三國同盟條約の死文化であります。）
一〇五、これより先、我國では同年十一月二十二日政府統帥部の連絡
會議を開催し、日米交渉等につき考議を行ひました。
そして日米交渉のその後の経過より見てその成立は極めて困難なる

雲行であるとの印象を受けましたが、しかし、政府としては、なほ希望を捨てず、次の二つの場合を豫想して之に對應するの研究を遂げて居つたのであります。

その一つは米國が日本の要求を全面的に拒否して來た場合、その二つは米國が日本の要求、殊に石油の取得につき緩和して來た場合であります。第一の場合には十一月五日の御前會議の決定に基き行動する外はない。第二の場合については日本としては直ちに之に感ずる具體的の要求を提出すべきである。

此の場合石油を米國より合計六百萬噸を要求しようとして決定したと記憶します。(辯護側文書二九〇三號)

一〇六、十一月二十七日には午前十時より政府と統帥部は官中に於て連絡會議を開催して居りました。(開會の時には未だ米國の二十六日案は到着して居りません。)外務大臣よりは日米交渉の経緯を報告し、その成立の困難なる旨報告がなりました。そのうちに「ワシントン」駐在の陸軍武官より米國案の骨子だけが報道されて來ました。之に依れば前に概略言及したやうな苛酷なものであります。同様な電報は海軍武官よりも言つて來ました。

一〇七同日即ち十一月二十七日午後二時より更に連絡會議を開き各情報を持ち寄り審議に入つたのであります。その審議の結果到達したる結論の容には嘆然たるものがありました。十一月二十六日の米國の覺書は要旨は次の如くなり記憶します。十一月二十六日の米國の覺書は明かに日本に對する最後通牒である。此覺書は我國としては受諾するることとは出來ない。且米國は右條項は日本の受諾し得ざることを知りて之を通知して來て居る。しかも、それは關係國と緊密なる了解の上にて爲されて居る。以上のことより推斷し又最近の情勢、殊に日本に對する措置言動並に之より生ずる推論よりして米國側に於ては既に對日戦争の決意を爲して居るもの如くである。それ故に何時米國より攻撃を受くるやも測られぬ。日本に於ては十分戒心を要するところ、

即ち此の連絡會議に於ては、もはや日米交渉の打開はその望みはない。従つて十一月五日の御前會議の決定に基き行動するを要する。しかし、之に依る決定は此の連絡會議でしないで、更に御前會議の議を経て之を決定しよう。そしてその御前會議の日取は十二月一日と決定し、此の御前會議には政府からは閣僚全部が出席しようといふことでありました。此の連絡會議と右の御前會議豫定日との間に相當日を置

いたのは自分は天皇陛下が此の事態につき深く御軫念あらせられ一應重臣の意見を聞きたいとの御考をお持ちになつて居られることを承知して居つたので、御前會議を直ちに開かず尙日後におくらせたのであります。

一〇八十一月二十八日午前十時より閣議を開きました。その席上で東郷外相より日米交渉につき詳細なる報告があつたと記憶します。又前に述べました連絡會議の結論をも閣議ではかりました。之に對し全關係は同感の意を表しましたが、しかし、此の閣議では開戦の決議をせず、このことは十二月一日に開かれる御前會議の決議を待たうといふことにしたのであります。

此の日閣議直前東郷外相來訪し、野村來柄の十一月二十六日電（御親電に關する意見具申）（法廷証第2249號）に就き話がありました。外相は此件につきては既に島田海相とも連絡したとのことでありました。而して吾々は慎重研究の結果、其の内容よりするも本電の處置は時局を收拾するに適當ならざるのみならず、既に「ハルノート」に接したる今日本電の意見具申は問題にならずとのこととに吾々の意見が一致し、其の旨東郷外相より返電しました。（野村來柄兩大使の本電を發したるは「ハルノート」を受けた以前なりとのこととでありました。）

一〇九次の事柄は私が戦後知り得た事柄であつて、當時は之を知りませんでした。○米國政府は早く我國外交通信の暗號の無効に成功し、日本政府の意圖は常に承知して居つたこと、○我國の一九四一年十一月二十日の提案は日本としては最終提案なることを米國國務省では承知して居つたこと、○米國側では十一月二十六日の「ハルノート」に先立ち、なほ交渉の餘地ある假取極案を「ルーズヴェルト」大統領の考案に基きて作成し、之に依り對日外交を進めんと意圖したことがあつた。此の假取極案も米國海軍の軍需充實のために餘裕を有する目的であつたが、孰れにするも假取極案は「イギリス」及重慶政府の強き反響に會ひ之を取やめ遂に盟第一二四五號(1)の通りのもつとして堪えしたものであること、並に日本が之を受諾せざるべきことを了知し居たる事、四十一月二十六日「ハルノート」を日本政府は最後通牒と見て居ること、○米國側にはわかつて居つたこと、○米國は一九四一年十一月末既に英國と共に對日戦争を決意して居つた許りではなく、日本より先に一〇九を發せしむることの術策が行はれたることでありませぬ。十一月末のこの重大なる事日の間に於て、斯の如き事が存在して居らうとは夢想だも致して居りませんでした。

重 臣 懇 談 會

一〇豫定の十二月一日の御前會議に先立つ事二日たる十一月二十九日に天皇陛下の思召を以てし政府は對米英蘭開戦に對する意見を發するに於て宮中に重臣の參集を求め、政府の所信披瀝し其の機會に於て陛下に重臣の所見を陳取められせられた。之は天皇陛下の平和御愛好の御精神より事を慎重の上にも慎重にするため斯る手續をとられたものであります。召されました人々は近衛公、平沼男、林大將、廣田、阿部大將、米内大將、若槻、岡田大將の諸氏等會て總理大臣の前座ある人々並に原福密院議長でありました。所謂「重臣會議」と稱せらるるものであります。實際は會議ではなく單に懇談的のものであります。議長も置かず、又議程につき議決するものでもありません。なほ明かにして置きますが、ここに集つた者を同じく重臣と言ひますが、日露戦争時代の元老重臣とは意味が異なります。その當時の重臣即ち「元老」は特に元勳優遇の榮譽を賜り國家的の高位の政治に參畫するものに重臣と命ぜられたものでなく單に首相たる前座を有する者といふこととて召されたのであつて、一般國民との間に特殊の差はないのであります。

一、この會合は二十九日の午前中は政府と此等重臣との間に懇談を遂
 げたのであります。政府の方からは總理大臣兼陸軍大臣たる私の外に
 島田海相、東郷外相、賀屋藏相、鈴木企堂院總裁が出ました。総帥部
 からは誰も出ておりません。
 午前九時半から午後一時頃迄に亘りましたが、私よりは我國が對米英
 戦争の避くべからざる所以を説明し、東郷外相よりは日米交渉の願末
 を説明致しました。之に對し各重臣側より日米交渉問題及國力問題等
 に關し質問があり、政府關係者より之に對し詳細に亘り夫々説明した
 のでありますが、その詳細は今記憶致しません。但し去る九月二十六
 日岡田啓介證人の述べました如く私が重臣の交談に對し國家秘密なり
 として説明を拒否したりとは事實ではありません。唯拙作戦事項につ
 いては説明を避けたのであります。
 一、二次で午後各重臣を御前に召されて政府の説明に基き各自の對米
 英戦開始に關する意見を求められました。重臣の外に出席した者は午
 前中に出て居つた國務の外、木戸内大臣も傍席せられました。出席者
 の意見の大要は木戸侯日記即ち法廷証一一九六號（英文記録一〇四
 五二號）の通りであります。此時發表せられた意見を綜合すると
 次の四つに著着いたします。

第一、總令交渉が決裂しても開戦を爲さず再起を他日に期すべし。

第二、政府は慎重の用意を以て開戦の決意に到達したるものであるから之に信頼するの外はない。

第三、長期戦となれば日本の補給能力の維持、民心の動向に多分の掛念がある。(然し此點に對し帝國として採るべき方途に就ては別な意見の開陳なし)

第四、此の戦争が自存のためであるとするならば、敗戦を覚悟するも開戦は止むを得ず。但し、東亞政策のために戦争に訴へるといふならば、それは危険千倍である。

私は右の意見に對し一々政府の意のあるところを説明せしました。第一に對しては此點について、政府としては是も憂を憫ませたところでありませぬ。政府は百般に亘り検討の結果、交渉不成立に拘らず、此の會に推移すれば國防上至大なる危険に臨つてしまひ、國家の存立に關する問題であると考へたる旨を説き、前に述べた十月二十三日より十一月二日までの連綿會議の第一案不採用の理由を説明したのであります。

第二の説については別に説明を致しません。第三については次の如き説明を加へました。即ち帝國としては即成即決を欲するが、然し相手

のめることであるから我々の意の如くならざる場合もあり、長期戦を覚悟せねばならぬ。長期戦の場合については連絡官等に於ても種々研究したが概ね二つのことが中心となる。

(1) 日本としては長期戦に對し補給能力が耐へ得るか否か、又國民の戦

意意思につき破綻を來すことなきや

(2) 戦争を何日如何にして終結せしむるか

右(1)の事柄については海軍の效果如何に關係する。戦争のことであるから確言は出來ないが、海軍部に於ては海軍の成功については相當の確信をもつて居るようである。(「ハワイ」攻撃の事は勿論其他攻撃

に關する海軍部は確信するべきである、戦時要點の確保に依りもし海軍部の確信するべきである、戦時要點の確保に依り重要軍需資材等に石炭の運送に依つて軍需物資の供給が困難である軍も政府も此點については完全を盡くす。軍後は海軍の活動に俟つ。人心の動搖については、既に此點は主として海軍の活動に俟つ。人心の動搖については、既に支那事變四年後の後を受けて居り且つ設備の宣傳諜略も加はり來るであらう。政府としては十分に決心を加へるが結局國民の忠誠心に信するものである。又何の點については連絡官等に於ても種々研究したのである。「ソ」艦又は「ローマ」法王廟を適當な時機に仲介に立て平和に入らうとする案も検討した。しかし、確信ある成案を得て居

らぬ。妙案めらば承り度い。政府としては緒戦の成果を得れば速に戦
略地點を確保し長期持久の策を立て爾後作戦の活潑なる遂行を画る
と共に国力を培養する。口政戦兩略を盡くして先づ重慶政權及英國の
陥落を圖る。之に依り米國の戦意の喪失を圖る。まづ之を基礎として
進むのである。更に如何にして戦局の終結を圖るやはその後にて定
めるの外はないとの意味の語句を加へました斯くて之れを終り再び政
府との懇談を重ね會談は午後四時頃終了したのであります。

一 三右一九四一年（昭和十六年）十一月二十九日重臣懇談會の後、
會議を官中に開き十二月一日の御前會議の議題（對米英兩國に對する件）を決定しました。

一 四、十一月三十日午後三時過ぎ突然陛下の御召あり直ちに参内拜謁し
ました。陛下、陛下より先程高松宮より海軍の一手一杯で出来るなら此の戦
争は避けたしとのことであつた。總理の考へはどうかとの御下問であ
りました。依て私は、
「此の戦争は避けたきことば政府は勿論統帥部も皆感と同じうする處
でありますか、連絡會議に於て慎重研究の結果は既に内奏申上げた如
く、學、茲に至つては目存自行上開戦止むを得ずと存じます。又統帥
部に於ては戦勝に相當の確信を有すると承知致して居ります。然し海
軍作戦が基礎をなすことでもめりまます故、少しにても御疑念を有せら

るゝならば軍令部總長、海軍大臣を御召の上十分御座め願ひます」と奉答し退下しました。

然るに午後七時頃、木戸内大臣より電話がありまして陛下より軍令部總長、海軍大臣も共に相當確信ありとのことであるから、十二月一日の御前會議は豫定の如く進めて差支なしとのことでありました。

(法廷証一一九八號英文記一一〇四六八頁参照)

FILE COPY
RETURN TO ROOM 361

東郷外相よりは日米交渉の其後の経過に就き法廷證第二九五五號英文記録
二六〇七四の如き報告を致しました。

永野軍令部總長は大本營兩幕僚長を代表し「作戦上の立場より説明せられ
ました。その要諦は私の記憶に依れば次の通りであります。(一)米英其後
の軍備は益々増強せられ居る。重慶軍は強力なる米英側の支援を受け
益々交戦繼續に努力し居る。米英海軍の言動に依れば米英側は既に戦
の決定に基き戦争準備を進め今や武力發動の大命を仰ぎ次第作戦行動に移
り得る態勢に在る。(二)陸軍は前回の御前會議(十一月五日)に
待と相俟ち目下の所、大なる不安はない。(三)全將兵の士氣奮め(旺)盛、一
死奉公の念に燃え居る。命令一下勇往邁進大任に赴かんと期し居る。

私は更に内務大臣とし「民心の動向、國內の取締、外人及外國高官の保護
非常警備等につき説明を加へ、大蔵大臣よりは我國財政金融の持久力、農
林大臣よりは長期戦に至つた場合の食糧の確保等につき説明がありました。
原通密院議長からは次の數項に亘り質問があり、之に對し政府及統帥部よ
り夫々説明したのであります。その要旨を簡単に言へば次の通りでありま
す。

一、米國側の軍備並にその後の増強に對し、海陸勝利の見越しの有無
之に對し軍令部總長より米國の軍備は日々に増強し居る。本國の艦

隊は其の全部の四割を太平洋に分割して居る。之は俄に太平洋に持ち來たることは困難である。一イギリス艦隊の西京増強は或る程度は抑しなればならぬ。又現に西京に來つたつある。但し歐洲の艦隊上り大なるものは持つて來ることは出來ぬであらう。米英の全力は聯合軍であるといふ弱點を包蔵して居る。故に彼が決戦を求めて來れば勝算はある。問題は長期となる場合のことである。その見通しについては形而上下の各種要素、國家能力の如何は世界情勢の推移如何に因りて決せらるる處大にして今日に於て數年後の確算の有無を斷ずること困難である。此等の説明に際して「ハワイ」攻撃其他の攻撃の統帥事項に關する具體的の事に就いては少しも口外せず。

二、泰國の動向と之に對する措置。此の動向については主として私が答へました。その趣意は泰國の動向は作戦の實施に伴ひ軍事上、外交上極めて微徴なる關係にある。殊に泰に對しては「イギリス」政府の扱くべからざる潛勢力がある。政府及統帥部に於ても米英に對する作戦實施に際し泰國に對しては特に慎重なる考慮を拂ひ適切なる處置を講じたい。近時同盟と帝國との間には緊密なる關係が增進して居るから米英に對する攻撃開始に當つては平和裡にその領土を通過し得るの自信がある。

三、内地が空爆を受くるの公算及その場合の措置如何。之に對し參謀總

長上りの開戦の初期に於ては勿論その後に於ても緒戦の勝敗に關係することが多いが、初期會戦に勝利を得れば日本内地の空爆を受けざるは少いが、時日の経過に依り之を受くる恐れなしとせぬ。場合によつては米國は勇かに「ソ」爆に基地を求むる策に出るかも知らぬ。これは警戒を要する。此の場合には内地の方は益々戒心を必要とする。軍として開戦と共に或る程度の應急手段に依り防空警戒の措置を爲す企畫をもつて要る。然し乍ら作戦の方針に防空戦力の増強を要するが故に當初は十分なる配置を爲すことは出来ぬ。戦争の経過と共に逐次増強せらるるであらう。及後に原爆密院長上り總括的に次の如き意見の陳明がありました。

一、米國の態度は帝國としては忍ぶべからざるものである。此上、手をつくすも無駄なるべし。従つて開戦は敢方なかるべし。

二、當初の勝利は疑ひなしと思ふ。唯、長期戦の場合、民心の安定を得ること、又長期化は止むを得ずとするも之を克服して、早急に解決せられ度し、之については政府に於て十分なる努力を望む。

三、戦争長期となれば國の内部崩壊の危険なしとせず、政府としては十分に注意せられ度し。

之に對し私は次のように答へました。

戦争のための萬般の措置につき國會議員の點は十分に注意する。又今後の

戦争を早期に解決することについても十分努力する。此の決意後と雖も開戦に至る迄の間に米國が日本の要求を容れることに依つて同日の打闘が出来れば何時にても作戦行動を中止するとの統帥部との了解の下に進んで来て居る。是期戦の場合の人心安定秩序維持、國內より来る動搖の阻止、外國よりの謀略の防止については十分に注意する。皇國降替の關頭に立ち我々の責任これより大なるはない。一度開戦御決意になる以上、今後一層奉公の誠を竭くし政府統帥部一致し、施策を周密にし、學國一體必勝の確信を押し、あくまでも全力を傾倒し速に戦争目的を完遂し以て聖慮に答へ奉り度き決心であると。

斯くて此の提案は承認せられたのであります。

此の會議に於ては陛下は何も御發言あらせられませんでした。

百十六、此の會議に先立ち、内閣に於ては同日午前九時より臨時閣議を開き事前に此の案を審議し政府として本案に大体異存なしとして御前會議に出席したのであります。此の會議をもちつて閣議決定とされたのであります。統帥部に於ては各々その責任に於て更に必要な手續をとつたのであります。

百十七、以上の手續に由り決定したる國策については、内閣及統帥部の輔弼及輔翼の責任者に於て其の全責任を負ふべきものであります。天皇陛下に御責任はありませぬ。此點に關しては私は既に一部分供進いたしましたが、

天皇陛下の御立場に關しては寸毫の誤解を生ずるの餘地なからしむるため、ここに更に詳説いたします。これは私に取りて誠に重要な事柄であります。

(一) 天皇陛下が内閣の組織を命ぜらるるに當つては必ず往時は元老の推舉により、後年殊に本訴訟に關係ある時期に於ては軍臣の推薦反常待輔の責任者たる内大臣の進言に由らしたのであります。天皇陛下が此等の言の推薦及び進言を却げ、他の自己の欲せらるる者に組織を命ぜられたといふが如き前例は未だ曾てありません。又統帥部の輔翼者に複數一の任命に於ても、既に長月間の慣例となつた方法に依據せられたものであります。即ち例へば、陸軍に在りては三長官（即ち陸軍大臣、參謀總長、教育總監）の意見の合致に由り、陸軍大臣の輔弼の責任に於て御認可を仰ぎ決定を見るのであります。海軍のそれに於ても亦同様であります。此の場合に於ても天皇陛下が右の手續に由る上奏を非して誰を任命せられた旨は記憶いたしません。以上は明治、大正、昭和を通じての永い間に確立した慣行であります。

(二) 内閣に關する事項は必ず右手續で成立した内閣反統帥部の輔弼輔翼に因つて行はれるのであります。此等の助言に由らずして陛下が獨自の考へで内閣又は統帥に關する行動を遊ばされる事はありません。この

點は舊憲法にも其の明文がありません。その上に更に慣行として、内閣及統帥部の責任を以て爲したる最後の決定に對しては天皇陛下は拒否權は御行使遊ばされぬといふ事になつて來ました。

同時に天皇陛下が御希望又は御注意を表明せらるる事もあります。而も此等御注意や御希望は總て常待輔弼の責任者たる内大臣の進言によつて行はれたことは其被告の嘗て法廷に於ける發言に因り立證せられた通りであります。而もその御希望や御注意等も、之を拜した政治上の輔弼者（模範）、統帥上の輔弼者（模範）が更に自己の責任に於て之を檢討し、その當否を定め、再び進言するものであります。此の場合常に前申す通りの慣習に依り御認可を得て居ります。私は天皇陛下が此の場合、之を拒否せられた事例を承知いたしません。之を要するに天皇は自己の自由の意思を以て内閣及統帥部の組織を命ぜられませぬ。内閣及統帥部の進言は拒否せらるることはありません。天皇陛下の御希望は内大臣の助言に由ります。而も此の御希望が表明せられました時に於ても之を内閣及統帥部に於て其の責任に於て審議し上奏します。この上奏は拒否せらるることはありません。これが我々御史上空前の重大危機に於ける天皇陛下の御立場であられたのであります。